

令和元年度文書指摘事項

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
社会福祉法人あすなろ会	通所介護	白兔あすなろデイサービスセンター	令和元年5月21日	令和元年5月28日	要件を満たさなくなった加算については、速やかに取り下げを行うこと。 通所介護計画が作成されていない利用者が見受けられた。速やかに作成し、利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に交付すること。	中重度ケア体制加算については平成30年1月新規看護師の配置により要件を満たしている。その他の加算についても要件を満たしており、算定している。今後は要件を満たさなくなった加算については速やかに取り下げを行う。 計画変更された場合には、利用開始日までに通所介護計画書を作成し、利用者、家族に説明し同意をいただき交付する。
	第1号通所事業 (鳥取市通所介護相当サービス)	白兔あすなろデイサービスセンター	令和元年5月21日	令和元年5月28日	要件を満たさなくなった加算については、速やかに取り下げを行うこと。 通所介護計画が作成されていない利用者が見受けられた。速やかに作成し、利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に交付すること。	中重度ケア体制加算については平成30年1月新規看護師の配置により要件を満たしている。その他の加算についても要件を満たしており、算定している。今後は要件を満たさなくなった加算については速やかに取り下げを行う。 計画変更された場合には、利用開始日までに通所介護計画書を作成し、利用者、家族に説明し同意をいただき交付する。
社会福祉法人こうほうえん	居宅介護支援	ケアプランセンター鳥取北	令和元年5月23日	令和元年5月31日	—	—
株式会社つむぎ	居宅介護支援	居宅介護支援事業所つむぎ	令和元年6月17日	令和元年6月28日	掲示がなされていない重要事項説明書について、利用者の目につきやすい場所に掲示すること。	相談スペースの、ご利用者に目が届きやすい場所に掲示しました。
医療法人アスピオス	通所リハビリテーション	通所リハビリテーションみやこ苑	令和元年5月28日	令和元年6月6日	重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても記載すること。	別紙「重要事項説明書」添付（令和元年6月1日作成）
	介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーションみやこ苑	令和元年5月28日	令和元年6月6日	重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても記載すること。	別紙「重要事項説明書」添付（令和元年6月1日作成）
医療法人社団三樹会	居宅介護支援	居宅介護支援事業所「まめ助」	令和元年5月28日	令和元年6月5日	福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証した上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。	実地指導日以降に開催した担当者会議においては福祉用具貸与の必要性について具体的に検討し、記載し、必要な品目についてはその理由を居宅サービス計画に記載した。今後は上記を忘れずに支援していく。関係書類として、担当者会議録と居宅サービス計画を添付する。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
医療法人社団三樹会	居宅介護支援	居宅介護支援事業所「まめ助」	令和元年5月28日	令和元年6月5日	アセスメントについては情報収集のみでなく、収集した情報に基づき利用者が自立した日常生活を営む上で解決すべき課題を把握すること。	収集した情報から解決すべき課題をどのように導き出したかが記載できるように、アセスメントツールの様式を変更し、理解しやすくし、作成する過程で不明瞭な事項があれば、書籍や規定、基準などに照らし合わせ検討し、利用者の生活の質の向上に努めていく。アセスメントツールを添付する。
社会医療法人明和会医療福祉センター	居宅介護支援	渡辺病院 居宅介護支援事業所	令和元年5月30日	令和元年6月6日	サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	利用者及び利用者の家族に別紙1のお知らせのとおり説明し同意をいただく。
					苦情措置の概要が掲示されていないので、掲示すること。	苦情を処理するために講ずる措置の概要（別紙2）を事業所に掲示する。
					事業所ごとの会計の区分については、収入のみならず支出についても記載すること。	毎月あるいは3ヶ月おきに公用車使用簿より使用距離を確認し、経費を算出する。その他、書籍代、コピー機使用料、電話使用料を算出し、支出について記載をする。
					福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証した上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。	福祉用具貸与についてのアセスメント能力向上のための学習をおこないました。
					特定事業所集中減算について、各サービスにおける紹介率が事業所ごとに算出されていた。紹介率は法人ごとで算出し、その紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者についても記録に残すこと。	事業所の所属法人について確認し、紹介率を法人ごとに算出して、その紹介率最高法人の名称、住所、事業所名および代表者についても記録に残します。
社会福祉法人地域でくらす会	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム吉方温泉 いくのさん家	令和元年5月30日	令和元年6月10日	利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って鳥取市へ報告を行うこと。	振り返り未提出分の事故報告書を作成し鳥取市へ報告している
	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム吉方温泉 いくのさん家	令和元年5月30日	令和元年6月10日	利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って鳥取市へ報告を行うこと。	振り返り未提出分の事故報告書を作成し鳥取市へ報告している
とっとり福祉マンション 有限会社	訪問介護	オパール指定訪問介護事業所	令和元年6月4日	令和元年6月14日	一部、必要な健康診断を受診していない従業者が見受けられたため改善すること。	受診していなかった1名の該当職員に受診していただくよう伝え、鳥取県保健事業団へ予約をいれた。 (8月受診予定)

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
とっとり福祉マンション 有限公司	第1号訪問事業 (鳥取市訪問介護 相当サービス)	オパール指定訪問介護事業所	令和元年6月4日	令和元年6月14日	一部、必要な健康診断を受診していない従業者が見受けられたため改善すること。	受診していなかった1名の該当職員に受診していただくよう伝え、鳥取県保健事業団へ予約をいれた。 (8月受診予定)
合同会社縁がわ	地域密着型通所介護	デイサービス縁がわ	令和元年6月5日	令和元年6月13日	重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)についても記載すること。	改善した重要事項説明書を事業所内に速やかに掲示しました。併せて、今後の利用契約時には、そのものを使用します。
					地域密着型通所介護計画(以下「計画」という。)の作成に当たっては、個別具体的な課題及び目標を設定し、利用者一人一人の状況等に合わせた計画を作成すること。	モニタリング等を深め、正しく等しく評価が出来るために、具体的になるよう努めます。
社会医療法人仁厚会	通所リハビリテーション	介護老人保健施設・センター リオン鹿野	令和元年6月6日	令和元年6月19日	—	—
	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設・センター リオン鹿野	令和元年6月6日	令和元年6月19日	—	—
株式会社BANG	福祉用具貸与	やまだや	令和元年6月11日	令和元年6月21日	重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施の状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)について記載すること。	重要事項説明書に第三者評価の実施状況の有無を記載した。
					サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	ご家族の個人情報の使用についての同意を書面にていただくようにした。
					事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及びその他の事業の会計を区別すること。	事業所ごとに事業会計を区分することとした。(次回より区分を行う)
	特定福祉用具販売	やまだや	令和元年6月11日	令和元年6月21日	特定福祉用具販売について、重要事項説明書を用いた利用者への説明、同意及び交付が行われていないため、是正すること。	特定福祉用具販売の重要事項説明書にて同意、交付を行うこととした。
					サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	ご家族の個人情報の使用についての同意を書面にていただくようにした。
					事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及びその他の事業の会計を区別すること。	事業所ごとに事業会計を区分することとした。(次回より区分を行う)

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
株式会社BANG	特定福祉用具販売	やまだや	令和元年6月11日	令和元年6月21日	居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が位置付けられている場合には、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。	居宅サービス計画に位置付けられている場合には福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載されるように助言・提案を行うこととした。
	介護予防福祉用具貸与	やまだや	令和元年6月11日	令和元年6月21日	重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施の状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）について記載すること。	重要事項説明書に第三者評価の実施状況の有無を記載した。
					サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	ご家族の個人情報の使用についての同意を書面にていただくようにした。
					事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及びその他の事業の会計を区別すること。	事業所ごとに事業会計を区分することとした。（次回より区分を行う）
	特定介護予防福祉用具販売	やまだや	令和元年6月11日	令和元年6月21日	居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が位置付けられている場合には、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。	居宅サービス計画に位置付けられている場合には福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載されるように助言・提案を行うこととした。
					特定福祉用具販売について、重要事項説明書を用いた利用者への説明、同意及び交付が行われていないため、是正すること。	特定福祉用具販売の重要事項説明書にて同意、交付を行うこととした。
サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。					ご家族の個人情報の使用についての同意を書面にていただくようにした。	
株式会社サンブレラ	訪問入浴介護	サンサン	令和元年6月11日	令和元年6月19日	事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及びその他の事業の会計を区別すること。	事業所ごとに事業会計を区分することとした。（次回より区分を行う）
					重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても記載すること。	重要事項説明書に記載済（第三者による評価の実施状況・無し）
	介護予防訪問入浴介護	サンサン	令和元年6月11日	令和元年6月19日	重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても記載すること。	重要事項説明書に記載済（第三者による評価の実施状況・無し）
					運営規程に利用料の2、3割負担について記載すること。	運営規定に記載し、揭示済（利用者負担割合の率に応じた額）
					運営規程に利用料の2、3割負担について記載すること。	運営規定に記載し、揭示済（利用者負担割合の率に応じた額）

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
社会福祉法人中央会	介護老人保健施設	介護老人保健施設かわはら	令和元年6月13日	令和元年6月21日	食堂及びレクリエーションルームについて、施設サービスを適切に提供するための面積を確保すること。	(2) の検討の結果、面積の確保が可能であれば、廊下と食堂のスペースが分かるように区切りを設ける。この場合、用途の変更等の届出を行い許可を得る。面積が確保できない場合は、ご利用者の負担にならないように1階に降りるご利用者を選定し、1階食堂と各フロアの両方を使用して、食事をとっていただく(改善時期:令和元年8月1日)
					秘密保持等に関する誓約書の添付がされていない職員が数名あったので、必ず添付すること。	全職員の提出状況を確認し、未提出職員からは全員徴求して添付保管しました(改善時期:令和元年7月8日)
					感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、おおむね3月に1回以上開催すること。	感染防止委員会は、感染が予想される時期に開催していましたが、定期的な開催は実施していませんので、令和元年7月より3ヶ月に1回以上の開催を実施します。
	短期入所療養介護	介護老人保健施設かわはら	令和元年6月13日	令和元年6月21日	食堂及びレクリエーションルームについて、施設サービスを適切に提供するための面積を確保すること。	(2) の検討の結果、面積の確保が可能であれば、廊下と食堂のスペースが分かるように区切りを設ける。この場合、用途の変更等の届出を行い許可を得る。面積が確保できない場合は、ご利用者の負担にならないように1階に降りるご利用者を選定し、1階食堂と各フロアの両方を使用して、食事をとっていただく(改善時期:令和元年8月1日)
					秘密保持等に関する誓約書の添付がされていない職員が数名あったので、必ず添付すること。	全職員の提出状況を確認し、未提出職員からは全員徴求して添付保管しました(改善時期:令和元年7月8日)
					感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、おおむね3月に1回以上開催すること。	感染防止委員会は、感染が予想される時期に開催していましたが、定期的な開催は実施していませんので、令和元年7月より3ヶ月に1回以上の開催を実施します。
介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設かわはら	令和元年6月13日	令和元年6月21日	食堂及びレクリエーションルームについて、施設サービスを適切に提供するための面積を確保すること。	(2) の検討の結果、面積の確保が可能であれば、廊下と食堂のスペースが分かるように区切りを設ける。この場合、用途の変更等の届出を行い許可を得る。面積が確保できない場合は、ご利用者の負担にならないように1階に降りるご利用者を選定し、1階食堂と各フロアの両方を使用して、食事をとっていただく(改善時期:令和元年8月1日)	
				秘密保持等に関する誓約書の添付がされていない職員が数名あったので、必ず添付すること。	全職員の提出状況を確認し、未提出職員からは全員徴求して添付保管しました(改善時期:令和元年7月8日)	
社会福祉法人中央会	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設かわはら	令和元年6月13日	令和元年6月21日	感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、おおむね3月に1回以上開催すること。	感染防止委員会は、感染が予想される時期に開催していましたが、定期的な開催は実施していませんので、令和元年7月より3ヶ月に1回以上の開催を実施します。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
株式会社ソルヘム	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設 陽だまりの家かわはら	令和元年6月18日	令和元年6月26日	宿泊室の一部について、基準上の面積が確保されていなかったため、速やかに改善すること。	6月24日に改善し、その後鳥取市に変更届提出済み。パーテーションについても購入済みであり対応可能な状況を整えている。
					与薬漏れが生じた場合においても事故報告を行うこと。	ご本人が薬の管理される利用者様であっても日々のご利用者様の異変や行動、言動に注意をし、異変発見時には家人様へ報告を行うとともに支援の内容について検討をする機会を設ける。
	サービス提供体制強化加算Ⅱにおける従業者ごとの研修計画について、従業者毎が受ける予定の研修が明確になるよう記載すること。	別添のとおり『職員別研修計画』を作成し、実地を始めている。				
	サービス提供体制強化加算Ⅱにおける利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たったの留意事項の伝達等に関する会議については、欠席者のグループについても会議の開催概要を記録すること。	令和元年6月分カンファレンスより実施している。				
株式会社ソルヘム	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設 陽だまりの家かわはら	令和元年6月18日	令和元年6月26日	宿泊室の一部について、基準上の面積が確保されていなかったため、速やかに改善すること。	6月24日に改善し、その後鳥取市に変更届提出済み。パーテーションについても購入済みであり対応可能な状況を整えている。
					与薬漏れが生じた場合においても事故報告を行うこと。	ご本人が薬の管理される利用者様であっても日々のご利用者様の異変や行動、言動に注意をし、異変発見時には家人様へ報告を行うとともに支援の内容について検討をする機会を設ける。
	サービス提供体制強化加算Ⅱにおける従業者ごとの研修計画について、従業者毎が受ける予定の研修が明確になるよう記載すること。	別添のとおり『職員別研修計画』を作成し、実地を始めている。				
	サービス提供体制強化加算Ⅱにおける利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たったの留意事項の伝達等に関する会議については、欠席者のグループについても会議の開催概要を記録すること。	令和元年6月分カンファレンスより実施している。				
社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	訪問介護	社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	令和元年6月20日	令和元年6月28日	重要事項説明書について、事故発生時の対応及び提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても記載すること。	重要事項説明書へ記載し、令和元年7月26日に提出した（通所介護の改善報告に添付）
					原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を記載すること。	令和元年7月度より月ごとの勤務表（予定）を作成し、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を記載した。
					サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	令和元年7月度より個人情報に関する同意書に家族の欄を加えた。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	訪問介護	社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	令和元年6月20日	令和元年6月28日	<p>初回計画作成時よりアセスメントが行われていない、もしくは情報収集は行われているが、課題分析が行われていないケースが見受けられた。計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、これに基づき援助の方向性や目標を明確にすること。</p>	<p>再度見直しを行い、アセスメントが行われていなかった利用者のアセスメント表を令和元年7月度より作成した。</p> <p>計画作成にあたっては、アセスメント表を基に利用者の状況を把握、分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題を明らかにし、これに基づき援助の方向性や目標を明確にした。</p>
					<p>サービス内容が大きく変わっているにも関わらず、計画の目標、サービス内容の見直しがなされていない。利用者の状態に応じて、計画の見直しを行うこと。</p> <p>居宅サービス計画に位置付けられたサービスが、計画上に位置付けられていないケースが見受けられた。居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って計画を作成すること。</p> <p>計画について、同意日が計画開始日より遅れているものがあつたので、計画開始日以前に同意を得ること。</p> <p>特定事業所加算Ⅱについて、以下の要件が満たされていないため、改善するとともに過去の5年分について自主点検を行い、過誤調整を行うこと。</p> <p>①従業者ごとの個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画が作成されていない。</p> <p>②サービス提供責任者からのサービスの提供に当たったの留意事項が、口頭で行われており文書等で残されていない。</p> <p>③健康診断を受診しているか確認できない従業者が見受けられた。</p> <p>④緊急時等における利用者への対応法の明示がなされていない。</p> <p>⑤人材要件に係る記録が整備されていない。</p>	<p>サービス内容が変わった際には担当ケアマネの計画書を速やかに受け取り、計画書に沿った訪問介護計画を立てる。</p> <p>居宅サービス計画に基づいて、その内容に沿った計画を作成する。作成にあたっては、他の訪問介護員にチェックしてもらう。</p> <p>計画書を作成したら、計画開始日以前に訪問し、同意を得るようにした。</p> <p>過誤調整については、令和元年7月に関係保険者と協議を実施。現在報酬返還手続き中。⑧（8/1加算取下げ）</p>
					<p>静養室が届出されている区画と異なっていたため、実態に合わせ、変更届を速やかに提出すること。</p> <p>重要事項説明書について、事故発生時の対応及び提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても記載すること。</p>	<p>令和元年7月8日に建物の構造、専用区画等の変更届を提出。</p> <p>指摘事項を記載した重要事項説明書を作成した。令和元年8月1日から使用する。</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	通所介護	社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	令和元年6月20日	令和元年6月28日	サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	個人情報に関する同意書に、利用者のご家族欄に記載した。令和元年8月1日から使用する。
					初回計画作成時よりアセスメントが行われていない、もしくは情報収集は行われているが課題分析が行われていないケースが見受けられた。計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、これに基づき援助の方向性や目標を明確にすること。	様式については、既存の身体状態把握表を併用し、利用者の生活歴、趣味などの情報収集するため新しくアセスメントシートを活用し利用者の現状把握と課題分析を行うよう努める。
					サービス内容が大きく変わっているにも関わらず、計画の目標、サービス内容の見直しがなされていない。利用者の状態に応じて、計画の見直しを行うこと。	サービス内容の変更時は、担当ケアマネージャーから速やかに居宅サービス計画書を受け取り、利用者の状態に応じて通所介護計画を作成し、作成者、介護職員、事業所責任者が再度確認する。
					中重度者ケア体制加算及び認知症加算の職員の加配については、基準上必要な看護職員又は介護職員の数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保必要があるが、生活相談員、及び加算要件となる職員は加配に含まれないため、加算が創設された平成27年4月以降について自主点検を行い、要件を満たしていない日については過誤調整を行うこと。	過誤調整については、保険者と協議を実施し、介護給付費過誤申立書作成済。訪問介護と一緒に提出する。
					中重度者ケア体制加算について、提供時間を通じて配置が必要な看護職員が機能訓練指導員を兼務していた。この看護職員は他の職種との兼務は認められないため、加算が創設された平成27年4月以降について自主点検を行い、要件を満たしていない日については過誤調整を行うこと。	過誤調整については、保険者と協議を実施し、介護給付費過誤申立書作成済。訪問介護と一緒に提出する。
株式会社ニチイ学館	居宅介護支援	ニチイケアセンターふせ	令和元年6月25日	令和元年7月1日	サービス担当者会議等において利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得ること。	今後、個人情報を用いる家族等が変更となった場合は「個人情報に関する同意書」を改めて取り交わいたします。なお、実地指導時にご指摘をいただいた事例については、緊急連絡先に記載されていた奥様のお名前及び連絡先を削除しております。
					計画作成時等に行わなければならないサービス担当者会議が、計画更新時にやむを得ない理由もなく開催されていないものがあつたため、必ず開催すること。	今後はサービス担当者会議を開催できないやむを得ない理由がない限りは、サービス担当者会議を開催いたします。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
					福祉用具貸与を計画に位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証した上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を計画に記載すること。	サービス担当者会議において福祉用具貸与の継続にあたってその必要性を検証しておりましたが、記録に残せておりませんでした。実地指導後、検証した内容を記録に残しております。今後、サービス担当者会議で検証した内容はもれなく記録に残してまいります。
株式会社ニチイ学館	訪問介護	ニチイケアセンターふせ	令和元年6月25日	令和元年7月1日	<p>運営規程について、記載されている訪問介護員の員数が確保されていないため、運営規程の変更を行うこと。</p> <p>従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。</p> <p>二名による訪問介護及び同居家族がいる場合の生活援助について、その必要性の検証が記録されていないため、記録に残すこと。</p> <p>特定事業所加算Ⅱについて、策定が必要な研修計画は作成されているが、事業所内全体の研修計画に留まらず、従業者の個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた内容と改めること。</p> <p>緊急時における利用者への対応方法の明示について、対応可能時間が示されていないため記載すること。</p> <p>また、加算要件である訪問介護員のうち介護福祉士等が占める割合の記録を残すこと。</p>	<p>記載していた訪問介護員の員数に誤りがありました。修正した運営規程を2019年6月30日に市へ提出しております。</p> <p>実地指導後にご報告したとおり、従業者全員に対し、採用時に守秘義務について書面にて取り交わしを行っております。</p> <p>現段階では、検証内容をアセスメントに記録していく。</p> <p>従業者の研修の目標が画一的になっていたため、個別具体的な内容に改めました。緊急時における利用者への対応方法及び対応可能時間について、実地指導後にご説明したとおり、重要事項説明書に明示しております。加算要件である訪問介護員のうち介護福祉士等が占める割合について、算定要件は満たしてはありましたが、記録に残せておりませんでした。今後、記録に残してまいります。</p>
	第1号訪問事業 (鳥取市訪問介護相当サービス)	ニチイケアセンターふせ	令和元年6月25日	令和元年7月1日	<p>運営規程について、記載されている訪問介護員の員数が確保されていないため、運営規程の変更を行うこと。</p> <p>従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。</p> <p>二名による訪問介護及び同居家族がいる場合の生活援助について、その必要性の検証が記録されていないため、記録に残すこと。</p>	<p>記載していた訪問介護員の員数に誤りがありました。修正した運営規程を2019年6月30日に市へ提出しております。</p> <p>実地指導後にご報告したとおり、従業者全員に対し、採用時に守秘義務について書面にて取り交わしを行っております。</p> <p>現段階では、検証内容をアセスメントに記録していく。</p>
株式会社ニチイ学館	第1号訪問事業 (鳥取市訪問介護相当サービス)	ニチイケアセンターふせ	令和元年6月25日	令和元年7月1日	<p>従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。</p> <p>二名による訪問介護及び同居家族がいる場合の生活援助について、その必要性の検証が記録されていないため、記録に残すこと。</p>	<p>実地指導後にご報告したとおり、従業者全員に対し、採用時に守秘義務について書面にて取り交わしを行っております。</p> <p>現段階では、検証内容をアセスメントに記録していく。</p>
	訪問介護	訪問介護愛真ケア	令和元年6月26日	令和元年7月1日	サービス内容が変わっているにも関わらず、計画の見直しが行われていないものが見受けられた。サービスの内容を変更する場合には、居宅サービス計画の変更とあわせ、計画の見直しを行うこと。	必要に応じて文章を送付したり連絡を取り、ケアマネに相談することで、サービスの適正化を図っています。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
愛真ケア株式会社					介護報酬の請求について、計画に位置付けられていないサービスを請求していた。本来であれば、緊急時訪問介護加算として請求すべきものであるため、適正に請求を行うこと。	今回のケースは過誤調整を行います。
	第1号訪問事業 (鳥取市訪問介護 相当サービス)	訪問介護愛真ケア	令和元年6月26日	令和元年7月1日	サービス内容が変わっているにも関わらず、計画の見直しがなされていないものが見受けられた。サービスの内容を変更する場合には、居宅サービス計画の変更とあわせ、計画の見直しを行うこと。	必要に応じて文章を送付したり連絡を取り、ケアマネに相談することで、サービスの適正化を図っています。
					介護報酬の請求について、計画に位置付けられていないサービスを請求していた。本来であれば、緊急時訪問介護加算として請求すべきものであるため、適正に請求を行うこと。	今回のケースは過誤調整を行います。
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	通所介護	鳥取市社会福祉協議会用瀬事業所	令和元年6月27日	令和元年7月16日	運営規程に記載されているサービス提供時間が実態と異なっていたため、正しい時間を記載するとともに、変更届を提出すること。また、サービス利用に当たっての留意事項の記載もなかったため、記載すること。	実地指導の際に運営規程に記載されているサービス提供時間が実態と異なっていたと回答したが、実際は運営規程のサービス提供時間と実態は同じである。 留意事項の記載については追加を行い、令和元年9月1日から施行する。
					自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	利用者様、家族様にアンケートを実施し、評価を行う。どのように改善していくかを文章に残し、職員で共有し、ご家族様、ご利用者様に文章にて伝達する。
					個別サービス計画、個別機能訓練計画及び運動器機能向上計画について、同意日が計画開始日より遅れているものがあったので、計画開始以前に同意を得ること。また、やむを得ない理由で同意が遅れる際には、その理由を記載すること。	周知徹底した事により、計画開始日以前に同意を得ている。
	通所介護	鳥取市社会福祉協議会用瀬事業所	令和元年6月27日	令和元年7月16日	運動器機能向上加算のモニタリングについて、客観的な運動器の機能の状況のみではなく、短期目標の達成度も記載すること。	周知徹底した事により、短期目標についての達成状況も記載するようにしている。
					個別機能訓練加算Ⅰについて、算定要件であるサービス提供時間を通じた常勤専従の機能訓練指導員の配置ができていない日が見受けられた。については、自主点検を行い、要件を満たしていない日については過誤調整を行うこと。	職員に周知徹底を行い、サービス提供時間を通じた常勤専従の機能訓練指導員の配置を行っている。要件を満たしていない日については過誤調整中。
					運営規程に記載されているサービス提供時間が実態と異なっていたため、正しい時間を記載するとともに、変更届を提出すること。また、サービス利用に当たっての留意事項の記載もなかったため、記載すること。	実地指導の際に運営規程に記載されているサービス提供時間が実態と異なっていたと回答したが、実際は運営規程のサービス提供時間と実態は同じである。 留意事項の記載については追加を行い、令和元年9月1日から施行する。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	第1号通所事業 (鳥取市通所介護相当サービス)	鳥取市社会福祉協議会用瀬事業所	令和元年6月27日	令和元年7月16日	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	利用者様、家族様にアンケートを実施し、評価を行う。どのように改善していくかを文章に残し、職員で共有し、ご家族様、ご利用者様に文章にて伝達する。
					個別サービス計画、個別機能訓練計画及び運動器機能向上計画について、同意日が計画開始日より遅れているものがあったので、計画開始以前に同意を得ること。また、やむを得ない理由で同意が遅れる際には、その理由を記載すること。	周知徹底した事により、計画開始日以前に同意を得ている。
					運動器機能向上加算のモニタリングについて、客観的な運動器の機能の状況のみではなく、短期目標の達成度も記載すること。	周知徹底した事により、短期目標についての達成状況も記載するようにしている。
					個別機能訓練加算Ⅰについて、算定要件であるサービス提供時間を通じた常勤専従の機能訓練指導員の配置ができていない日が見受けられた。ついでには、自主点検を行い、要件を満たしていない日については過誤調整を行うこと。	職員に周知徹底を行い、サービス提供時間を通じた常勤専従の機能訓練指導員の配置を行っている。要件を満たしていない日については過誤調整中。
株式会社サポートライフ	訪問介護	株式会社サポートライフ	令和元年7月2日	令和元年7月17日	重要事項説明書について、第三者評価の実施状況について記載すること。	重要事項説明書へ第三者評価状況について追記を行った。(資料1)
					運営規程に利用料の3割負担について記載すること。	運営規程に利用料負担割合について追記を行った。(資料2)
					事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	費用計上項目を他事業と区分して計上していく。
					初回計画時よりアセスメントが行われていない、もしくは情報収集は行われているが、課題分析が行われていないケースが見受けられた。計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、これに基づき援助の方向性や目標を明確にすること。	アセスメントを実施し情報収集は既に行っている。訪問介護計画書も作成している。今後課題分析により課題、目標を明らかにして、アセスメント表作成を徹底していく。(資料3)
					生活援助中心型の訪問介護について、一部その必要な理由が居宅サービス計画に記載がなかった。同様のケースがないか点検を行い、その結果を報告すること。また、不適切なケースについては、過誤調整をすること。	1件の利用者について、生活中心型訪問介護で特別な調理が必要であり、調理記載はあるが、排泄後の後始末等荘司の必要記載が抜けていた。他に該当する利用者はない。今後サービス内容を見直し、必要な支援内容のみを記載することとした。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
株式会社サポートライフ	訪問介護	株式会社サポートライフ	令和元年7月2日	令和元年7月17日	計画について、同意日が計画開始日より遅れているものがあったので、計画開始日より前に同意を得ること。また、やむを得ない理由で同意が遅れる際には、その理由を記載すること。	訪問介護計画書をサービス開始以前に本人、ご家族へ説明し同意書名、捺印受領をお願いしているが、本人、ご家族の都合で、事業所にいただく時、日付が計画開始日後になっているケースがあったことから、今後は計画開始以前に説明し、同意日、署名、捺印受領をいただくこととする。遅れる場合は理由を記載するよう徹底していく。
					特定事業所加算Ⅱについて、以下の要件が満たされていないため改善するとともに、過去5年分について自主点検を行い過誤調整を行うこと。 ①従業者ごとの個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画が作成されていない。 ②サービス提供責任者からのサービス提供に当たったの留意事項が、文書等で残されていない。また、要件となる介護福祉士の割合について、記録を残すこと。	市役所介護保険係へ介護給付費過誤申立書を提出した。特定事業所加算分料金を返納していく。(資料4)
	第1号訪問事業 (鳥取市訪問介護相当サービス)	株式会社サポートライフ	令和元年7月2日	令和元年7月17日	重要事項説明書について、第三者評価の実施状況について記載すること。	重要事項説明書へ第三者評価状況について追記を行った(資料1)
					運営規程に利用料の3割負担について記載すること。	運営規程に利用料負担割合について追記を行った。(資料2)
					事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	費用計上項目を他事業と区分して計上していく。
					初回計画時よりアセスメントが行われていない、もしくは情報収集は行われているが、課題分析が行われていないケースが見受けられた。計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、これに基づき援助の方向性や目標を明確にすること。	アセスメントを実施し情報収集は既に行っている。訪問介護計画書も作成している。今後課題分析により課題、目標を明らかにして、アセスメント表作成を徹底していく。(資料3)
					生活援助中心型の訪問介護について、一部その必要な理由が居宅サービス計画に記載がなかった。同様のケースがないか点検を行い、その結果を報告すること。また、不適切なケースについては、過誤調整をすること。	1件の利用者について、生活中心型訪問介護で特別な調理が必要であり、調理記載はあるが、排泄後の始末等荘司の必要記載が抜けていた。他に該当する利用者はない。今後サービス内容を見直し、必要な支援内容のみを記載することとした。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
株式会社サポートライフ	第1号訪問事業 (鳥取市訪問介護 相当サービス)	株式会社サポートライフ	令和元年7月2日	令和元年7月17日	計画について、同意日が計画開始日より遅れているものがあつたので、計画開始日より前に同意を得ること。また、やむを得ない理由で同意が遅れる際には、その理由を記載すること。	訪問介護計画書をサービス開始以前に本人、ご家族へ説明し同意書名、捺印受領をお願いしているが、本人、ご家族の都合で、事業所にいただく時、日付が計画開始日後になっているケースがあつたことから、今後は計画開始以前に説明し、同意日、署名、捺印受領をいただくこととする。遅れる場合は理由を記載するよう徹底していく。
					特定事業所加算Ⅱについて、以下の要件が満たされていないため改善するとともに、過去5年分について自主点検を行い過誤調整を行うこと。 ①従業者ごとの個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画が作成されていない。 ②サービス提供責任者からのサービス提供に当たつた留意事項が、文書等で残されていない。また、要件となる介護福祉士の割合について、記録を残すこと。	市役所介護保険係へ介護給付費過誤申立書を提出した。特定事業所加算分料金を返納していく。(資料4)
株式会社サポートライフ	居宅介護支援	株式会社サポートライフ	令和元年7月2日	令和元年7月17日	運営規程に利用料その他の費用の額について記載すること。	居宅介護支援事業所運営規程に利用料を追記した。(資料1)
					事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	経理会計としての収入、支出費目を他事業と区分して計上していく。
医療法人社団尾崎病院	訪問看護	訪問看護ステーションおざき	令和元年7月4日	令和元年7月18日	重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施の状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)について記載すること。	今後は第三者評価を受け、重要事項説明書に実施した直近の年月日、実施した機関の名称、評価結果の開示状況について記載する。現在のところ受けていないのでその旨を重要事項説明書に掲載した。
医療法人社団尾崎病院	訪問看護	訪問看護ステーションおざき	令和元年7月4日	令和元年7月18日	退院時共同指導加算に係る共同指導の内容の文書交付について、初回訪問看護時に行われていた。文書の交付については、初回訪問までに交付するよう改めること。	退院までに退院時共同指導説明を行い、同意を得ることについて、職員全員に周知した。
					サービス提供体制強化加算における利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議については、欠席者グループへの実施記録も残すこと。	研修後には会議記録用紙の記入を行うようにした。使用した資料を欠席者にも配布し全員周知するようにした。
	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションおざき	令和元年7月4日	令和元年7月18日	重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施の状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)について記載すること。	今後は第三者評価を受け、重要事項説明書に実施した直近の年月日、実施した機関の名称、評価結果の開示状況について記載する。現在のところ受けていないのでその旨を重要事項説明書に掲載した。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
					サービス提供体制強化加算における利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議については、欠席者グループへの実施記録も残すこと。	研修後には会議記録用紙の記入を行うようにした。使用した資料を欠席者にも配布し全員周知するようにした。
医療法人 賛幸会	通所リハビリテーション	老人保健施設はまゆう 通所リハビリテーション事業所	令和元年7月4日	令和元年7月10日	—	—
	介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設はまゆう	令和元年7月4日	令和元年7月10日	—	—
鳥取医療器株式会社	福祉用具貸与	鳥取医療器株式会社	令和元年7月9日	令和元年7月22日	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項及び苦情処理の措置の概要を事業所の見やすい場所に掲示すること。	この度新しい書類を掲示した。
					重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）、事故発生時の対応及び苦情処理の体制について記載を行うこと。	業務に携わる従業員で話し合いを行い重要事項説明書の様式の変更・改善を図り、第三者評価の実施の有無を記載した。現時点で第三者評価を実施していないが今後の検討課題とする。
					自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	評価につきましてはこれからの検討課題として話し合いを行い、サービスの質を評価する機会を設けるように検討する。
					サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	契約書・重要事項説明書の見直しにより様式の変更、ご家族の署名欄の追加。
鳥取医療器株式会社	福祉用具貸与	鳥取医療器株式会社	令和元年7月9日	令和元年7月22日	従業者に対する秘密保持の誓約書が確認できなかったため、全員分徴取すること。	現在居宅サービスに従事している従業員も含め、全社員と改めて誓約書を取り交わした。
					事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	顧問税理士の指導により県の様式で作成した。
					居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。	購入の計画書の様式変更（目標の欄を追加）
					個別サービス計画（以下「計画」という。）が作成されていないもの、保管がされていないものがあつたので、必ず作成するとともに適正な管理をすること。	個別サービス計画書の作成について福祉会議にて改善されたことを確認している。
鳥取医療器株式会社					利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項及び苦情処理の措置の概要を事業所の見やすい場所に掲示すること。	この度新しい書類を掲示した。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
	特定福祉用具販売	鳥取医療器株式会社	令和元年7月9日	令和元年7月22日	<p>重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）、事故発生時の対応及び苦情処理の体制について記載を行うこと。</p> <p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。</p> <p>サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。</p> <p>従業者に対する秘密保持の誓約書が確認できなかったため、全員分徴取すること。</p>	<p>業務に携わる従業員で話し合いを行い重要事項説明書の様式の変更・改善を図り、第三者評価の実施の有無を記載した。現時点で第三者評価を実施していないが今後の検討課題とする。</p> <p>評価につきましてはこれからの検討課題として話し合いを行い、サービスの質を評価する機会を設けるように検討する。</p> <p>契約書・重要事項説明書の見直しにより様式の変更、ご家族の署名欄の追加。</p> <p>現在居宅サービスに従事している従業員も含め、全社員と改めて誓約書を取り交わした。</p>
鳥取医療器株式会社	特定福祉用具販売	鳥取医療器株式会社	令和元年7月9日	令和元年7月22日	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。</p> <p>居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。</p> <p>個別サービス計画（以下「計画」という。）が作成されていないもの、保管がされていないものがあつたので、必ず作成するとともに適正な管理をすること。</p>	<p>顧問税理士の指導により県の様式で作成した。</p> <p>購入の計画書の様式変更（目標の欄を追加）</p> <p>個別サービス計画書の作成について福社会議にて改善されたことを確認している。</p>
	介護予防福祉用具貸与	鳥取医療器株式会社	令和元年7月9日	令和元年7月22日	<p>利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項及び苦情処理の措置の概要を事業所の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）、事故発生時の対応及び苦情処理の体制について記載を行うこと。</p> <p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。</p> <p>サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。</p> <p>従業者に対する秘密保持の誓約書が確認できなかったため、全員分徴取すること。</p>	<p>この度新しい書類を掲示した。</p> <p>業務に携わる従業員で話し合いを行い重要事項説明書の様式の変更・改善を図り、第三者評価の実施の有無を記載した。現時点で第三者評価を実施していないが今後の検討課題とする。</p> <p>評価につきましてはこれからの検討課題として話し合いを行い、サービスの質を評価する機会を設けるように検討する。</p> <p>契約書・重要事項説明書の見直しにより様式の変更、ご家族の署名欄の追加。</p> <p>現在居宅サービスに従事している従業員も含め、全社員と改めて誓約書を取り交わした。</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
					事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	顧問税理士の指導により県の様式で作成した。
鳥取医療器株式会社	介護予防福祉用具貸与	鳥取医療器株式会社	令和元年7月9日	令和元年7月22日	居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。	購入の計画書の様式変更（目標の欄を追加）
					個別サービス計画（以下「計画」という。）が作成されていないもの、保管がされていないものがあったので、必ず作成するとともに適正な管理をすること。	個別サービス計画書の作成について福祉会にて改善されたことを確認している。
	特定介護予防福祉用具販売	鳥取医療器株式会社	令和元年7月9日	令和元年7月22日	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項及び苦情処理の措置の概要を事業所の見やすい場所に掲示すること。	この度新しい書類を掲示した。
					重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）、事故発生時の対応及び苦情処理の体制について記載を行うこと。	業務に携わる従業員で話し合いを行い重要事項説明書の様式の変更・改善を図り、第三者評価の実施の有無を記載した。現時点で第三者評価を実施していないが今後の検討課題とする。
					自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	評価につきましてはこれからの検討課題として話し合いを行い、サービスの質を評価する機会を設けるように検討する。
					サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	契約書・重要事項説明書の見直しにより様式の変更、ご家族の署名欄の追加。
					従業者に対する秘密保持の誓約書が確認できなかったため、全員分徴取すること。	現在居宅サービスに従事している従業員も含め、全社員と改めて誓約書を取り交わした。
					事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	顧問税理士の指導により県の様式で作成した。
居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。	購入の計画書の様式変更（目標の欄を追加）					
鳥取医療器株式会社	特定介護予防福祉用具販売	鳥取医療器株式会社	令和元年7月9日	令和元年7月22日	個別サービス計画（以下「計画」という。）が作成されていないもの、保管がされていないものがあったので、必ず作成するとともに適正な管理をすること。	個別サービス計画書の作成について福祉会にて改善されたことを確認している。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
株式会社保健企画	福祉用具貸与	介護ショップひまわり	令和元年7月9日	令和元年7月22日	重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）、事故発生時の対応及び苦情処理の体制について記載を行うこと。	別紙のとおり重要事項説明書を修正し、今後はこの様式を用いる。
					事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	2018年度について別紙のとおり損益計算書を作成した。今後も同様の区分経理を行う。
					運営規程に利用料の2、3割負担について記載すること	別紙のとおり運営規程を修正した。
	居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が位置付けられる場合は、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。	福祉用具専門相談員の技能向上のための研修を強化し、専門知識に基づいた提案ができるよう努める。				
	個別サービス計画（以下「計画」という。）が作成されていないものがあったので、必ず作成すること。	指摘事項について職場内で共有し、必ず計画を作成するようマニュアル化する。				
	法令遵守責任者の変更届が提出されていないため、鳥取市へ変更の届出を行うこと。	7月11日付で提出済み				
特定福祉用具販売	介護ショップひまわり	令和元年7月9日	令和元年7月22日	特定福祉用具販売について、重要事項説明書を用いた利用者への説明、同意及び交付が行われていないため、是正すること。	別紙のとおり重要事項説明書を整備し、これを用いた説明、同意及び交付を行う。	
				事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	2018年度について別紙のとおり損益計算書を作成した。今後も同様の区分経理を行う。	
				運営規程に利用料の2、3割負担について記載すること	別紙のとおり運営規程を修正した。	
特定福祉用具販売	介護ショップひまわり	令和元年7月9日	令和元年7月22日	居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が位置付けられる場合は、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。	福祉用具専門相談員の技能向上のための研修を強化し、専門知識に基づいた提案ができるよう努める。	
				個別サービス計画（以下「計画」という。）が作成されていないものがあったので、必ず作成すること。	指摘事項について職場内で共有し、必ず計画を作成するようマニュアル化する。	
				法令遵守責任者の変更届が提出されていないため、鳥取市へ変更の届出を行うこと。	7月11日付で提出済み	
					重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）、事故発生時の対応及び苦情処理の体制について記載を行うこと。	別紙のとおり重要事項説明書を修正し、今後はこの様式を用いる。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
株式会社保健企画	介護予防福祉用具貸与	介護ショップひまわり	令和元年7月9日	令和元年7月22日	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。</p> <p>運営規程に利用料の2, 3割負担について記載すること</p> <p>個別サービス計画（以下「計画」という。）が作成されていないものがあったので、必ず作成すること。</p> <p>法令遵守責任者の変更届が提出されていないため、鳥取市へ変更の届出を行うこと。</p>	<p>2018年度について別紙のとおり損益計算書を作成した。今後も同様の区分経理を行う。</p> <p>別紙のとおり運営規程を修正した。</p> <p>指摘事項について職場内で共有し、必ず計画を作成するようマニュアル化する。</p> <p>7月11日付で提出済み</p>
	特定介護予防福祉用具販売	介護ショップひまわり	令和元年7月9日	令和元年7月22日	<p>特定福祉用具販売について、重要事項説明書を用いた利用者への説明、同意及び交付が行われていないため、是正すること。</p> <p>事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。</p> <p>運営規程に利用料の2, 3割負担について記載すること</p>	<p>別紙のとおり重要事項説明書を整備し、これを用いた説明、同意及び交付を行う。</p> <p>2018年度について別紙のとおり損益計算書を作成した。今後も同様の区分経理を行う。</p> <p>別紙のとおり運営規程を修正した。</p>
株式会社保健企画	特定介護予防福祉用具販売	介護ショップひまわり	令和元年7月9日	令和元年7月22日	<p>居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が位置付けられる場合は、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。</p> <p>個別サービス計画（以下「計画」という。）が作成されていないものがあったので、必ず作成すること。</p> <p>法令遵守責任者の変更届が提出されていないため、鳥取市へ変更の届出を行うこと。</p>	<p>福祉用具専門相談員の技能向上のための研修を強化し、専門知識に基づいた提案ができるよう努める。</p> <p>指摘事項について職場内で共有し、必ず計画を作成するようマニュアル化する。</p> <p>7月11日付で提出済み</p>
社会福祉法人あすなろ会	介護老人福祉施設	わかさ・あすなろ	令和元年7月11日	令和元年9月9日	—	—
	短期入所生活介護	わかさ・あすなろ	令和元年7月11日	令和元年9月9日	—	—
	介護予防短期入所生活介護	わかさ・あすなろ	令和元年7月11日	令和元年9月9日	—	—
医療法人アスピオス	通所リハビリテーション	通所リハビリテーションまさたみの郷	令和元年7月16日	令和元年7月29日	<p>運動器機能向上加算について、運動器機能向上加算の事後アセスメント結果を介護予防支援事業者に報告を行った際は、継続の可否及びその意見の記録を行うこと。</p>	<p>アセスメント結果を介護予防支援事業者に報告する際に、継続可否及びその意見の記入用紙を添付し概ね1週間後に回収することとした。</p>
	介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーションまさたみの郷	令和元年7月16日	令和元年7月29日	<p>運動器機能向上加算について、運動器機能向上加算の事後アセスメント結果を介護予防支援事業者に報告を行った際は、継続の可否及びその意見の記録を行うこと。</p>	<p>アセスメント結果を介護予防支援事業者に報告する際に、継続可否及びその意見の記入用紙を添付し概ね1週間後に回収することとした。</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
社会医療法人仁厚会	通所介護	デイサービスはまむら	令和元年7月18日	令和元年8月13日	—	—
	第1号通所事業 (鳥取市通所介護 相当サービス)	デイサービスはまむら	令和元年7月18日	令和元年8月13日	—	—
社会福祉法人鳥取市社会 福祉協議会	訪問看護	訪問看護ステーションやすら ぎ	令和元年7月18日	令和元年8月2日	重要事項説明書について、提供するサービスの第 三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近 の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の 開示状況）についても記載すること。	重要事項説明書へ記載し、改善済み。
					苦情措置の概要について、掲示すること。	速やかに掲示及びファイリングを行い、改善済み。 玄関に掲示。
					退院時共同指導加算について、退院時共同指導を 行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録 すること。	適正に行っている。
社会福祉法人鳥取市社会 福祉協議会	訪問看護	訪問看護ステーションやすら ぎ	令和元年7月18日	令和元年8月2日	サービス提供体制強化加算について、利用者に関 する情報若しくはサービス提供に当たっての留意 事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における 看護師等の技術指導を目的とした会議の平成29年 度及び30年度分の記録が残されていなかった。自 主点検を行い、会議録がない期間については過誤 調整を行うこと。	新たに会議録様式（③）を作成した。各月最終週に 会議を行い、速やかに会議録の記載及び保管するよ うにした。また、平成29年度及び30年度分の会議 録がない期間については、自主点検を行い、過誤調 整を行う。
	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションやすら ぎ	令和元年7月18日	令和元年8月2日	重要事項説明書について、提供するサービスの第 三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近 の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の 開示状況）についても記載すること。	重要事項説明書へ記載し、改善済み。
					苦情措置の概要について、掲示すること。	速やかに掲示及びファイリングを行い、改善済み。 玄関に掲示。
					退院時共同指導加算について、退院時共同指導を 行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録 すること。	適正に行っている。
サービス提供体制強化加算について、利用者に関 する情報若しくはサービス提供に当たっての留意 事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における 看護師等の技術指導を目的とした会議の平成29年 度及び30年度分の記録が残されていなかった。自 主点検を行い、会議録がない期間については過誤 調整を行うこと。	新たに会議録様式（③）を作成した。各月最終週に 会議を行い、速やかに会議録の記載及び保管するよ うにした。また、平成29年度及び30年度分の会議 録がない期間については、自主点検を行い、過誤調 整を行う。					
					重要事項説明書について、第三者評価の実施状況 について記載すること。	第三者評価の実施状況を追加した。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	通所介護	鳥取市社会福祉協議会鹿野事業所	令和元年7月25日	令和元年8月9日	個別機能訓練加算Ⅰについて、加算の対象となる機能訓練指導員が配置される曜日が、あらかじめ定められていなかったため、定めるとともに利用者や居宅介護支援事業者に周知すること。	7月の人事異動で機能訓練指導員（常勤看護職員）を2名体制としたため現在は改善している。
	第1号通所事業 （鳥取市通所介護相当サービス）	鳥取市社会福祉協議会鹿野事業所	令和元年7月25日	令和元年8月9日	重要事項説明書について、第三者評価の実施状況について記載すること。 個別機能訓練加算Ⅰについて、加算の対象となる機能訓練指導員が配置される曜日が、あらかじめ定められていなかったため、定めるとともに利用者や居宅介護支援事業者に周知すること。	第三者評価の実施状況を追加した。 7月の人事異動で機能訓練指導員（常勤看護職員）を2名体制としたため現在は改善している。
株式会社わかば	通所介護	デイサービスセンターわかばの家 勝谷	令和元年7月25日	令和元年8月9日	重要事項説明書について、第三者評価の実施状況について記載すること。	令和元年8月の重要事項説明書に第三者評価の実施状況（第三者評価実施なし）を記載した。 （株）わかば全施設で使用可能な自己評価表を作成した。10月に個々の職員が自己評価を行い、取組の状況について記入し、その後取組みたい状況について話し合いを行った。
					自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	
	第1号通所事業 （鳥取市通所介護相当サービス）	デイサービスセンターわかばの家 勝谷	令和元年7月25日	令和元年8月9日	中重度者ケア体制加算について、サービス提供時間帯を通じて看護師1以上の配置がない日があったので、自主点検の上、過誤調整をし、その結果について報告すること。	実施指導月から体制が取れていない日は加算は取得しない。又、今まで取得した加算は、平成27年4月に遡り過誤申請行う。過誤請求の方法は現在手続き中。その後、鳥取市福祉部長寿社会課に報告し返納する。
					重要事項説明書について、第三者評価の実施状況について記載すること。	令和元年8月の重要事項説明書に第三者評価の実施状況（第三者評価実施なし）を記載した。 （株）わかば全施設で使用可能な自己評価表を作成した。10月に個々の職員が自己評価を行い、取組の状況について記入し、その後取組みたい状況について話し合いを行った。
社会福祉法人鳥取福祉会	訪問介護	鳥取福祉会訪問介護ステーション	令和元年7月30日	令和元年9月3日	—	—
	第1号訪問事業 （鳥取市訪問介護相当サービス）	鳥取福祉会訪問介護ステーション	令和元年7月30日	令和元年9月3日	—	—
特定非営利活動法人陽和会	通所介護	デイサービスウルーズ	令和元年8月1日	令和元年8月9日	計画について、同意日が計画開始日より遅れているものがあったので、計画開始以前に同意を得ること。また、やむを得ない理由で同意が遅れる際には、その理由を記載すること。	現在は、開始までに署名を頂けているが、上記の場合も頭に入れておく。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
社会福祉法人鳥取福祉会	居宅介護支援	鳥取市東居宅介護支援センター	令和元年8月6日	令和元年8月23日	—	—
株式会社BANG	訪問看護	訪問看護ステーション ナースくる	令和元年8月7日	令和元年9月6日	運営規程に記載されている記録の保存期間が2年となっていたため、5年に改めること。	運営規程に記載している記録の保存期間を5年へ修正した。8月に運営規程の変更を鳥取市役所指導監査室へ届出済み。
株式会社BANG	訪問看護	訪問看護ステーション ナースくる	令和元年8月7日	令和元年9月6日	特別管理加算において、「真皮を超える褥瘡の状態にある者」に対して算定する場合には、定期的に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価を行うこととされているが、その記録が不十分であるものが見受けられた。記録には、少なくとも、褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット等について観察・アセスメント・評価した結果を記載すること。	褥瘡状態確認表を作成し、訪問時に必ず観察・アセスメント・評価を記載している。(添付資料①)
					ターミナルケア加算に係るターミナルケア計画及び支援体制について、説明及び同意を得たことを記録すること。	現時点で該当する利用者がいない。
					サービス提供体制強化加算について、利用者に関する情報又はサービス提供に当たったの留意事項の伝達会議を行った際の記録が不十分であった。「利用者に関する情報又はサービス提供に当たったの留意事項」には、少なくとも以下の事項についてその変化の動向を含め、記載すること。 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 また、欠席者のグループに対して行った伝達会議についても、その開催概要等を記録しておくこと。	9月上旬に、全利用者の情報・サービス提供に当たったの留意事項をスタッフ全員で見直し・情報交換をして記録した。今後も月1回会議を行い、会議録を作成する。(添付資料②)
					運営規程に記載されている記録の保存期間が2年となっていたため、5年に改めること。	運営規程に記載している記録の保存期間を5年へ修正した。8月に運営規程の変更を鳥取市役所指導監査室へ届出済み。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション ナースくる	令和元年8月7日	令和元年9月6日	<p>特別管理加算において、「真皮を超える褥瘡の状態にある者」に対して算定する場合には、定期的に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価を行うこととされているが、その記録が不十分であるものが見受けられた。記録には、少なくとも、褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット等について観察・アセスメント・評価した結果を記載すること。</p> <p>ターミナルケア加算に係るターミナルケア計画及び支援体制について、説明及び同意を得たことを記録すること。</p>	<p>褥瘡状態確認表を作成し、訪問時に必ず観察・アセスメント・評価を記載している。（添付資料①）</p>
株式会社BANG	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション ナースくる	令和元年8月7日	令和元年9月6日	<p>サービス提供体制強化加算について、利用者に関する情報又はサービス提供に当たったの留意事項の伝達会議を行った際の記録が不十分であった。「利用者に関する情報又はサービス提供に当たったの留意事項」には、少なくとも以下の事項についてその変化の動向を含め、記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>また、欠席者のグループに対して行った伝達会議についても、その開催概要等を記録しておくこと。</p>	<p>9月上旬に、全利用者の情報・サービス提供に当たったの留意事項をスタッフ全員で見直し・情報交換をして記録した。今後も月1回会議を行い、会議録を作成する。（添付資料②）</p>
株式会社 G Space	訪問介護	訪問介護ステーション ほーぷけあ	令和元年8月8日	令和元年9月3日	<p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。</p> <p>年末年始の休業日について運営規程及び重要事項説明書に記載するとともに、速やかに変更届を提出すること。</p> <p>サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。</p> <p>特定事業所加算におけるサービス提供責任者からのサービスの提供に当たったの留意事項について、文書を共に閲覧するのみでなく、手交等により確実に伝達する方法により行うこと。</p> <p>緊急時訪問介護加算について、サービス提供責任者が介護支援専門員と事前に連携を図ったことの記録がなかったため今後は改めるとともに、請求分について過誤調整を行うこと。</p>	<p>現段階ではまだ評価は行っていません。</p> <p>変更届を提出し改善する。</p> <p>変更後の書類を利用者様・ご家族様に確認していただき同意を得ています。</p> <p>実地指導後からは、サービス提供責任者から伝達できるように体制をとっている。</p> <p>長寿社会課に過誤調整を依頼し、受理させる。</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
	第1号訪問事業 (鳥取市訪問介護 相当サービス)	訪問介護ステーション ほー ぷけあ	令和元年8月8日	令和元年9月3日	<p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。</p> <p>年末年始の休業日について運営規程及び重要事項説明書に記載するとともに、速やかに変更届を提出すること。</p> <p>サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。</p>	<p>現段階ではまだ評価は行っていません。</p> <p>変更届を提出し改善する。</p> <p>変更後の書類を利用者様・ご家族様に確認していただき同意を得ています。</p>
株式会社 G Space	第1号訪問事業 (鳥取市訪問介護 相当サービス)	訪問介護ステーション ほー ぷけあ	令和元年8月8日	令和元年9月3日	<p>特定事業所加算におけるサービス提供責任者からのサービスの提供に当たっての留意事項について、文書を共に閲覧するのみでなく、手交等により確実に伝達する方法により行うこと。</p> <p>緊急時訪問介護加算について、サービス提供責任者が介護支援専門員と事前に連携を図ったことの記録がなかったため今後は改めるとともに、請求分について過誤調整を行うこと。</p>	<p>実地指導後からは、サービス提供責任者から伝達できるように体制をとっている。</p> <p>長寿社会課に過誤調整を依頼し、受理させる。</p>
医療法人社団内科小児科 山脇医院	通所介護	奥谷デイサービスセンターふ たば	令和元年8月8日	令和元年9月3日	<p>定員を超過している日があったため、是正すること。</p> <p>生活機能向上連携加算について、個別機能訓練計画の作成に関わった、理学療法士等についても氏名を記載すること。</p>	<p>ご家族のご都合等により、急な利用申し込みがあり、受け入れた場合利用人数が定員を超過する場合は、担当ケアマネージャー及びご家族に対し他事業所の利用をすすめ、ご家族等の負担軽減に協力し、定員超過しない様徹底する。</p> <p>令和1年10月の計画書より開始する</p>
	第1号通所事業 (鳥取市通所介護 相当サービス)	奥谷デイサービスセンターふ たば	令和元年8月8日	令和元年9月3日	<p>定員を超過している日があったため、是正すること。</p> <p>生活機能向上連携加算について、個別機能訓練計画の作成に関わった、理学療法士等についても氏名を記載すること。</p>	<p>ご家族のご都合等により、急な利用申し込みがあり、受け入れた場合利用人数が定員を超過する場合は、担当ケアマネージャー及びご家族に対し他事業所の利用をすすめ、ご家族等の負担軽減に協力し、定員超過しない様徹底する。</p> <p>令和1年10月の計画書より開始する</p>
社会福祉法人鳥取市社会 福祉協議会	居宅介護支援	福部町居宅介護支援事業所	令和元年8月20日	令和元年9月3日	<p>重要事項説明書について、事故発生時の対応も記載すること。</p> <p>サービス担当者会議において、原案の検討が行われていない。サービス担当者会議では利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。</p>	<p>10月1日付けで重要事項説明書を改訂し、事故発生時の対応について記載した。</p> <p>利用者の状況、計画の原案の要点、原案に対する担当者の意見の項目をつくり記載している。</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
					入院時情報連携加算について、情報提供を行った時間についても記載すること。	実地指導以降、入院時情報連携を行ったケースはないが、ファックス送信票の様式の変更を行った。
社会福祉法人賛幸会	居宅介護支援	居宅介護支援センターはまゆう	令和元年8月20日	令和元年9月3日	退院・退所加算（Ⅱ）口について、カンファレンスに参加していないにも関わらず、算定しているものがあつた。今後は改めるとともに、過去5年分（算定期間が5年に満たない場合は算定開始日から）について自主点検し、要件を満たしていないものについては過誤調整を行うこと。またその結果について報告すること。（平成30年3月31日以前に算定したのものについては、改正前の要件に従って自主点検し、必要に応じて過誤調整を行うこと。）	当該加算算定に関して過去5年分について自主点検を行い、算定要件を満たしていないものについて、介護給費縦覧審査確認表および10月1日付で過誤調整（2件）を行った。
					サービス担当者会議において、原案の検討が行われていない。サービス担当者会議では利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。	記録の内容について、介護支援専門員間で相互に点検を行い、第三者にも検討内容が伝わるよう改善した。
					計画作成に当たっては、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期等を記載すること。	居宅サービス計画の記載内容を具体的に記載するよう改めた（添付資料3-1（指導前）及び3-2（指導後））
株式会社ニシウラ	福祉用具貸与	福祉住環境コンサルタントニシウラ	令和元年8月21日	令和元年9月5日	運営規程に利用料の2、3割負担について記載すること。 居宅サービス計画に位置付けられていない福祉用具が貸与されていた。福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。 貸与した福祉用具について、適切に利用されていない場合は、モニタリング時に適宜見直しを行うこと。また、必要に応じ、福祉用具貸与計画の見直しを行うこと。	福祉用具貸与と福祉用具販売の運営規程に2割、3割の負担割合について明記します。（別紙①②） ケアマネージャーに報告して、記入のなかった床ずれ防止用具についてケアプランに明記してもらいました。（別紙③） モニタリング時にはしっかりとヒアリングを行い、福祉用具の必要性の有無をモニタリングシートとしてケアマネージャーに提出する。（別紙④）
	特定福祉用具販売	福祉住環境コンサルタントニシウラ	令和元年8月21日	令和元年9月5日	運営規程に利用料の2、3割負担について記載すること。	福祉用具貸与と福祉用具販売の運営規程に2割、3割の負担割合について明記します。（別紙①②）

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
株式会社ニシウラ	特定福祉用具販売	福祉住環境コンサルタントニシウラ	令和元年8月21日	令和元年9月5日	<p>居宅サービス計画に位置付けられていない福祉用具が貸与されていた。福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。</p> <p>貸与した福祉用具について、適切に利用されていない場合は、モニタリング時に適宜見直しを行うこと。また、必要に応じ、福祉用具貸与計画の見直しを行うこと。</p>	<p>ケアマネージャーに報告して、記入のなかった床ずれ防止用具についてケアプランに明記してもらいました。（別紙③）</p>
	介護予防福祉用具貸与	福祉住環境コンサルタントニシウラ	令和元年8月21日	令和元年9月5日	<p>運営規程に利用料の2、3割負担について記載すること。</p> <p>居宅サービス計画に位置付けられていない福祉用具が貸与されていた。福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。</p> <p>貸与した福祉用具について、適切に利用されていない場合は、モニタリング時に適宜見直しを行うこと。また、必要に応じ、福祉用具貸与計画の見直しを行うこと。</p>	<p>福祉用具貸与と福祉用具販売の運営規程に2割、3割の負担割合について明記します。（別紙①②）</p> <p>ケアマネージャーに報告して、記入のなかった床ずれ防止用具についてケアプランに明記してもらいました。（別紙③）</p>
	特定介護予防福祉用具販売	福祉住環境コンサルタントニシウラ	令和元年8月21日	令和元年9月5日	<p>運営規程に利用料の2、3割負担について記載すること。</p> <p>居宅サービス計画に位置付けられていない福祉用具が貸与されていた。福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。</p> <p>貸与した福祉用具について、適切に利用されていない場合は、モニタリング時に適宜見直しを行うこと。また、必要に応じ、福祉用具貸与計画の見直しを行うこと。</p>	<p>福祉用具貸与と福祉用具販売の運営規程に2割、3割の負担割合について明記します。（別紙①②）</p> <p>ケアマネージャーに報告して、記入のなかった床ずれ防止用具についてケアプランに明記してもらいました。（別紙③）</p>
社会福祉法人やず	訪問介護	訪問介護事業所すこやか	令和元年8月22日	令和元年9月10日	<p>重要事項説明書の苦情相談窓口について修正すること。また、第三者評価の実施状況についても記載すること。</p>	<p>R1.8.26付で記載済み。苦情相談窓口の連絡先を適正に修正した。第三者評価の実施を「実施なし」と記載した。（添付資料1）</p>
					<p>運営規程に利用料の負担割合についても記載すること。</p>	<p>規定の改定案は作成済み。当法人定款において、運営規定変更は理事会承認事項であり、次回（12月頃予定）の理事会で議案提出し、改定する予定である。（添付資料2）</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
社会福祉法人やず	訪問介護	訪問介護事業所すこやか	令和元年8月22日	令和元年9月10日	<p>特定事業所加算Ⅱについて、以下の要件が満たされていないため改善すること。</p> <p>① 従業者ごとの個別具体的な研修の目標を定めた計画が作成されていないので、作成すること。</p> <p>② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たったの留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の開催が2、3か月に1回となっているので、おおむね1月ごとに開催すること。</p> <p>③ 緊急時等における利用者への対応方法については、緊急時の対応可能時間についても記載すること。</p>	<p>① 目標に沿った個別の研修計画を立てるために、目標を確認した。(資料添付3) 個人研修計画作成手順を作成し、手順に沿って運用することとした。(添付資料4)</p> <p>② 会議を毎月定例で計画し、欠席者には、文書及び口頭で伝えていく。</p> <p>③ 重要事項説明書に記載済み。(添付資料1)</p>
社会福祉法人やず	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設すこやか訪問リハビリテーション	令和元年8月22日	令和元年9月10日	<p>重要事項説明書に記載すべき以下の項目が記載されていないので、記載すること。</p> <p>① 運営規程の概要(事業の目的及び運営方針、営業日及び営業時間、通常の事業の実施地域)</p> <p>② 事故発生時の対応</p> <p>リハビリテーションマネジメント加算について、定期的な評価が行われていない。初回の評価は、訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内、その後は3月ごとにアセスメントとそれに基づくリハビリテーション計画の見直しを行うこと。このことについて自主点検を行い、評価が行われていない期間については、過誤調整をすること。</p>	<p>R1.8.26付で内容を修正し、以降の契約時には修正後の書類で契約している。(添付資料1) 今後は、別葉にするか一体化するか検討していく。</p> <p>全利用者において、評価を行っていた。適正にアセスメント・評価・計画の見直しが行われており、過誤調整対象者はございません。(添付資料2)</p>
	介護予防訪問リハビリテーション	介護老人保健施設すこやか訪問リハビリテーション	令和元年8月22日	令和元年9月10日	<p>重要事項説明書に記載すべき以下の項目が記載されていないので、記載すること。</p> <p>① 運営規程の概要(事業の目的及び運営方針、営業日及び営業時間、通常の事業の実施地域)</p> <p>② 事故発生時の対応</p>	<p>R1.8.26付で内容を修正し、以降の契約時には修正後の書類で契約している。(添付資料1) 今後は、別葉にするか一体化するか検討していく。</p>
社会福祉法人やず	介護予防訪問リハビリテーション	介護老人保健施設すこやか訪問リハビリテーション	令和元年8月22日	令和元年9月10日	<p>リハビリテーションマネジメント加算について、定期的な評価が行われていない。初回の評価は、訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内、その後は3月ごとにアセスメントとそれに基づくリハビリテーション計画の見直しを行うこと。このことについて自主点検を行い、評価が行われていない期間については、過誤調整をすること。</p>	<p>全利用者において、評価を行っていた。適正にアセスメント・評価・計画の見直しが行われており、過誤調整対象者はございません。(添付資料2)</p>
					<p>重要事項説明書について、事故発生時の対応について記載すること。また、苦情対応窓口に、保険者、国保連及び県社協の窓口も記載すること。</p>	<p>別紙のとおり改正しました。</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
智頭町	通所リハビリテーション	介護老人保健施設ほのぼの	令和元年8月27日	令和元年9月11日	自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	別紙様式で評価を行い、改善が必要な項目に関しては、改善を図ります。年1回予定
					運営規程を作成すること。	別紙のとおり作成しました。
					事業所ごとに経理を区分するとともに、通所リハビリテーション事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	区分するよう改善します。
智頭町	通所リハビリテーション	介護老人保健施設ほのぼの	令和元年8月27日	令和元年9月11日	通所リハビリテーションの医師の配置はあるが、併設の病院と兼務しており、通所リハビリテーションの医師としての業務が適切に行われていないため改善すること。	通所リハビリテーションの医師として利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当、適切に行います。
					リハビリテーション会議が開催されていないので、開催すること。	これまで開催していたカンファレンスに管理者が参加し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するリハビリテーション会議を開催します。（利用者及び家族も出席する）
					リハビリテーションマネジメント加算Ⅰについて、以下の要件が満たされていないため改善すること。 ① 通所リハビリテーション計画の初回の評価について、書面において記録を行うこと。 ② 通所リハビリテーション事業所の医師からの指示が出されていないので、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士等に対し利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。 また、指示の内容は基準に適合するものであると明確に分かるように記録すること。 上記について自主点検を行い、その結果を報告すること。また、要件を満たさないものについては過誤調整を行うこと。	①開始までに評価をし、記録を行います。 ②通所リハビリテーションの医師が適切に指示を行い、内容は基準に適合するものであると明確に分かるよう記録します。 また、自主点検を行い、結果を報告し、過誤調整を行います。
智頭町	通所リハビリテーション	介護老人保健施設ほのぼの	令和元年8月27日	令和元年9月11日	重要事項説明書について、事故発生時の対応について記載すること。また、苦情対応窓口に、保険者、国保連及び県社協の窓口も記載すること。	別紙のとおり改正しました。
					自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	別紙様式で評価を行い、改善が必要な項目に関しては、改善を図ります。年1回予定
					運営規程を作成すること。	別紙のとおり作成しました。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設ほのぼの	令和元年8月27日	令和元年9月11日	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、通所リハビリテーション事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。</p> <p>通所リハビリテーションの医師の配置はあるが、併設の病院と兼務しており、通所リハビリテーションの医師としての業務が適切に行われていないため改善すること。</p> <p>リハビリテーション会議が開催されていないので、開催すること。</p>	<p>区分するよう改善します。</p> <p>通所リハビリテーションの医師として利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当、適切に行います。</p> <p>これまで開催していたカンファレンスに管理者が参加し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するリハビリテーション会議を開催します。（利用者及び家族も出席する）</p>
智頭町	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設ほのぼの	令和元年8月27日	令和元年9月11日	<p>リハビリテーションマネジメント加算Ⅰについて、以下の要件が満たされていないため改善すること。</p> <p>① 通所リハビリテーション計画の初回の評価について、書面において記録を行うこと。</p> <p>② 通所リハビリテーション事業所の医師からの指示が出されていないので、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士等に対し利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。</p> <p>また、指示の内容は基準に適合するものであると明確に分かるように記録すること。</p> <p>上記について自主点検を行い、その結果を報告すること。また、要件を満たさないものについては過誤調整を行うこと。</p>	<p>①開始までに評価をし、記録を行います。</p> <p>②通所リハビリテーションの医師が適切に指示を行い、内容は基準に適合するものであると明確に分かるよう記録します。</p> <p>また、自主点検を行い、結果を報告し、過誤調整を行います。</p>
社会福祉法人岩美町社会福祉協議会	訪問介護	社会福祉法人岩美町社会福祉協議会訪問介護事業所	令和元年8月29日	令和元年10月3日	<p>特定事業所加算Ⅱについて、人材要件となる介護福祉士等の割合について、記録を残すこと。また、利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議について、会議の記録はあったが、出席者の記録がなかったため、記録すること。</p>	<p>9月から記載した届出書と根拠となる書類をファイリングしている。また、会議の出席者の記録は実地指導後からすぐに周知し実行している。</p>
					<p>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。</p>	<p>新規利用者より個人情報同意書（本人、家族分）の同意を会議開催（事前）までに得ています。</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告	
社会医療法人明和会医療福祉センター	訪問リハビリテーション	ウェルフェア北園渡辺病院	令和元年8月29日	令和元年10月3日	訪問リハビリテーション事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	事業所番号ごとに会計を管理し、年度末の決算までに収支がきちんと分かるようにします。	
					サービス提供開始時におけるリハビリテーション実施計画原案について、利用者又はその家族の同意がないものがあるので、サービス提供開始前までに説明を行い、同意を得ること。また、やむを得ない理由で同意が遅れる際には、その理由を記載すること。		新規利用者より、開始日までに「リハビリ計画書（原案）」を作成し、説明後同意を得ている。
社会医療法人明和会医療福祉センター	訪問リハビリテーション	ウェルフェア北園渡辺病院	令和元年8月29日	令和元年10月3日	サービス提供開始後2週間以内のアセスメント、評価、計画の作成及び計画の説明同意がないものが見受けられた。サービス提供開始から概ね2週間以内に以下の①から④までの項目を実施すること。	新規利用者より、サービス提供後2週間以内に「アセスメントシート」を活用した上で評価を行い「リハビリ計画書」を作成している。また、ケアマネジャーと連携した上でリハビリテーションカンファレンスを実施し、意見交換や情報共有を行い、内容の記録を残している。作成した計画書は、本人または家族へ説明し、同意を得ている。	
					①アセスメント及び評価 ②リハビリテーションカンファレンス ③リハビリテーション実施計画書の作成 ④利用者又は家族への同意		
					サービス終了前に関連スタッフによるリハビリテーションカンファレンスが行われていなかった。終了時にはカンファレンスを開き、担当の介護支援専門員や居宅サービス事業所のサービス担当者等の参加を求め、必要な情報提供をすること。		指導後は、終了までにケアマネジャーへ連絡し、リハビリカンファレンスまたはそれに相応する情報交換の機会を通し、必要な情報を提供し、内容の記録を残している。
社会医療法人明和会医療福祉センター	介護予防訪問リハビリテーション	ウェルフェア北園渡辺病院	令和元年8月29日	令和元年10月3日	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。	新規利用者より個人情報同意書（本人、家族分）の同意を会議開催（事前）までに得ています。	
					訪問リハビリテーション事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。		事業所番号ごとに会計を管理し、年度末の決算までに収支がきちんと分かるようにします。
					サービス提供開始時におけるリハビリテーション実施計画原案について、利用者又はその家族の同意がないものがあるので、サービス提供開始前までに説明を行い、同意を得ること。また、やむを得ない理由で同意が遅れる際には、その理由を記載すること。		

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
					サービス提供開始後2週間以内のアセスメント、評価、計画の作成及び計画の説明同意がないものが見受けられた。サービス提供開始から概ね2週間以内に以下の①から④までの項目を実施すること。 ①アセスメント及び評価 ②リハビリテーションカンファレンス ③リハビリテーション実施計画書の作成 ④利用者又は家族への同意	新規利用者より、サービス提供後2週間以内に「アセスメントシート」を活用した上で評価を行い「リハビリ計画書」を作成している。また、ケアマネージャーと連携した上でリハビリテーションカンファレンスを実施し、意見交換や情報共有を行い、内容の記録を残している。作成した計画書は、本人または家族へ説明し、同意を得ている。
社会医療法人明和会医療福祉センター	介護予防訪問リハビリテーション	ウェルフェア北園渡辺病院	令和元年8月29日	令和元年10月3日	サービス終了前に関連スタッフによるリハビリテーションカンファレンスが行われていなかった。終了時にはカンファレンスを開き、担当の介護支援専門員や居宅サービス事業所のサービス担当者等の参加を求め、必要な情報提供をすること。	指導後は、終了までにケアマネージャーへ連絡し、リハビリカンファレンスまたはそれに相応する情報交換の機会を通し、必要な情報を提供し、内容の記録を残している。
医療法人 橋本外科医院	通所リハビリテーション	医療法人 橋本外科医院	令和元年9月3日	令和元年9月24日	重要事項説明書に署名をもらうこと。 重要事項説明書にサービス利用に当たっての留意事項、非常災害対策を記載すること。 また、交通費の規定について明確にすること。 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。 リハビリテーション会議が開催されていないので、開催すること。 運営規程に利用料の2、3割負担について記載すること。 従業員が退職後においても、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。 代表者及び管理者の変更届が提出されていないため、早急に提出すること。	重要事項説明書に署名欄を作成し10月より使用するようにしました。 重要事項説明書（運営規程）に留意事項、非常災害対策を記載しました。又交通費も明確にし記載しました。 事業所で定期的に評価を行い評価表を作成。内容については公表システムを活用し公表するように努めます。 法令集を定期的に確認することで再発防止を行い、10月よりリハビリテーション会議開催、会議録の作成を実施しています。 運営規程に記載しました。 雇用契約書に退職後についても個人情報を漏らすことがないよう記載し、従業員に写しを交付いたします。 届出の様式について確認を行いR1.10.8に変更届を提出しました。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
					<p>リハビリテーションマネジメント加算について、通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービス従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達する必要があるが、認識がないとのことだったので改めること。このことについて自主点検を行い、伝達が行われていない期間については、過誤調整をすること。た、サービスが終了する1月前以内に、事業所の医師、理学療法士等によるリハビリテーション会議を行うこと。</p> <p>業務管理体制に係る新たな法令遵守責任者について届出を行うこと。</p>	<p>自主点検を行い、伝達が行われていない期間、利用者について過誤調整を行います。また実地指導以降、リハビリ会議の開催と会議録の作成を行っています。</p>
						R1.10.8変更届を提出しました。
医療法人 橋本外科医院	介護予防通所リハビリテーション	医療法人 橋本外科医院	令和元年9月3日	令和元年9月24日	重要事項説明書に署名をもらうこと。	重要事項説明書に署名欄を作成し10月より使用するようにしました。
					重要事項説明書にサービス利用に当たっての留意事項、非常災害対策を記載すること。また、交通費の規定について明確にすること。	重要事項説明書（運営規程）に留意事項、非常災害対策を記載しました。又交通費も明確にし記載しました。
					自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	事業所で定期的に評価を行い評価表を作成。内容については公表システムを活用し公表するように努めます。
					リハビリテーション会議が開催されていないので、開催すること。	法令集を定期的に確認することで再発防止を行い、10月よりリハビリテーション会議開催、会議録の作成を実施しています。
					運営規程に利用料の2、3割負担について記載すること。	運営規程に記載しました。
					従業者が退職後においても、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。	雇用契約書に退職後についても個人情報を漏らすことがないよう記載し、従業者に写しを交付いたします。
代表者及び管理者の変更届が提出されていないため、早急に提出すること。	届出の様式について確認を行いR1.10.8に変更届を提出しました。					

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
					<p>リハビリテーションマネジメント加算について、通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービス従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達する必要があるが、認識がないとのことだったので改めること。このことについて自主点検を行い、伝達が行われていない期間については、過誤調整をすること。た、サービスが終了する1月前以内に、事業所の医師、理学療法士等によるリハビリテーション会議を行うこと。</p> <p>業務管理体制に係る新たな法令遵守責任者について届出を行うこと。</p>	<p>自主点検を行い、伝達が行われていない期間、利用者について過誤調整を行います。また実地指導以降、リハビリ会議の開催と会議録の作成を行います。</p>
						R1.10.8変更届を提出しました。
株式会社メディコープとっとり	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム虹の家すえひろ	令和元年9月5日	令和元年10月23日	サービス提供体制強化加算について、常勤職員のみでなく、非常勤職員についても研修計画を作成すること。また、研修計画には個別具体的な研修の目標も記載すること。	全ての職員と臨時面接を行い、常勤職員については、研修計画に個別具体的な研修目標を記載した。非常勤職員については、11月からの研修計画を作成し、その研修計画には個別具体的な研修の目標についても記載した。
株式会社メディコープとっとり	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム虹の家すえひろ	令和元年9月5日	令和元年10月23日	サービス提供体制強化加算について、常勤職員のみでなく、非常勤職員についても研修計画を作成すること。また、研修計画には個別具体的な研修の目標も記載すること。	全ての職員と臨時面接を行い、常勤職員については、研修計画に個別具体的な研修目標を記載した。非常勤職員については、11月からの研修計画を作成し、その研修計画には個別具体的な研修の目標についても記載した。
社会福祉法人あすなろ会	居宅介護支援	高草あすなろ居宅介護支援センター	令和元年9月5日	令和元年10月3日	—	—
株式会社和みの郷	通所介護	在宅支援はうす和みの郷	令和元年9月12日	令和元年10月3日	—	—
	第1号通所事業（鳥取市通所介護相当サービス）	在宅支援はうす和みの郷	令和元年9月12日	令和元年10月3日	—	—
					<p>重要事項説明書に第三者評価の実施状況について記載すること。</p> <p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。</p> <p>利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って鳥取市へ報告を行うこと。</p>	<p>重要事項説明書に第三者評価実施なしと記載済み。</p> <p>チェックリスト実施予定。</p> <p>過去の事故報告書を鳥取市へ提出した。</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
株式会社ライフデザイン	通所介護	Reワーク	令和元年9月12日	令和元年10月2日	個別機能訓練加算Ⅰについて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備すること。また、その項目の選択に当たっては、項目を利用者に提示する等して利用者の生活意欲が増進されるよう援助すること。	利用者への身体的な課題、動作的な課題の理解を深めてもらうために訓練中に説明実施中。マシンや体操など基本的な目的や効果についてその都度説明中。
					個別機能訓練加算Ⅰ及びⅡについて、利用者宅に3か月に1度以上訪問し、利用者又はその家族に個別機能訓練計画の内容及び進展状況を説明した事の記録が残されていないので記録すること。	在宅訪問シートを試行的に使用中。
	第1号通所事業 (鳥取市通所介護相当サービス)	Reワーク	令和元年9月12日	令和元年10月2日	重要事項説明書に第三者評価の実施状況について記載すること。	重要事項説明書に第三者評価実施なしと記載済み。
					自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。 利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って鳥取市へ報告を行うこと。	チェックリスト実施予定。 過去の事故報告書を鳥取市へ提出した。
社会福祉法人こうほうえん	介護老人保健施設	介護老人保健施設いなば幸朋苑	令和元年9月17日	令和元年10月4日	施設サービス計画の作成に際して、計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握に当たっては入所者及びその家族に面接して行うこと。	現在、入所前の解決すべき課題の把握にあたり、計画担当介護支援専門員が入所者及び家族に面接を行ったうえで、施設サービス計画を作成している。
	短期入所療養介護	介護老人保健施設いなば幸朋苑 短期入所療養介護事業所	令和元年9月17日	令和元年10月4日	—	—
	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設いなば幸朋苑	令和元年9月17日	令和元年10月4日	—	—
	介護老人保健施設	ユニット型介護老人保健施設いなば幸朋苑	令和元年9月17日	令和元年10月4日	施設サービス計画の作成に際して、計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握に当たっては入所者及びその家族に面接して行うこと。	現在、入所前の解決すべき課題の把握にあたり、計画担当介護支援専門員が入所者及び家族に面接を行ったうえで、施設サービス計画を作成している。
	短期入所療養介護	ユニット型介護老人保健施設いなば幸朋苑	令和元年9月17日	令和元年10月4日	—	—
	介護予防短期入所療養介護	ユニット型介護老人保健施設いなば幸朋苑	令和元年9月17日	令和元年10月4日	—	—
					重要事項説明書の内容に不足があった。重要事項説明書には、運営規程の概要、介護居室等の概要、利用料の額及びその改定の方法、事故発生時の対応、苦情窓口及び苦情処理の体制及び手順等を記載すること。	重要事項付属説明書を添付し改善した。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
有限会社ちけん	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームから美咲園	令和元年9月19日	令和元年10月4日	<p>運営規程に記載すべき、利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き、施設の利用にあたっての留意事項が記載されていなかったため、記載すること。</p> <p>利用者及び家族に対するアセスメントが不十分であり、漫然かつ画一的な施設サービス計画（以下「計画」という。）となっている。計画作成に当たっては、適切なアセスメントを実施し、利用者一人一人の状況等に合わせた計画を作成すること。</p>	<p>運営規程に記載し変更届を提出し改善おこなう。</p> <p>個々のアセスメントを十分おこない、課題分析をする。その人に合った計画を立て状態を把握し検討しながら計画を立てるように改善する。次回更新分よりおこない、作成済の計画書を添付する。</p>
鳥取市	訪問リハビリテーション	鳥取市佐治町国民健康保険診療所・医科	令和元年9月19日	令和元年10月23日	<p>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家族から求められた際は掲示すること。</p> <p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。</p> <p>重要事項説明書に利用料の2、3割負担について記載すること。</p> <p>利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項及び苦情処理の措置の概要を事業所の見やすい場所に掲示すること。</p>	<p>スタッフ同士の名札着用のチェックを行い、掲示する。</p> <p>年度内のアンケート実施と検討会議を行う。アンケート案については検討中。</p> <p>重要事項説明書の修正済み。</p> <p>窓口にファイリングして閲覧できるように設置した。</p>
	訪問リハビリテーション	鳥取市佐治町国民健康保険診療所・医科	令和元年9月19日	令和元年10月23日	<p>リハビリテーション計画について、同意日が計画開始日より遅れているものがあったので、計画開始以前に同意を得ること。また、やむを得ない理由で同意が遅れる際には、その理由を記載すること。</p> <p>リハビリテーションマネジメント加算について、リハビリテーション計画書の進捗状況を、初回は2週間以内に、その後は概ね3か月ごとに評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。</p> <p>リハビリテーションマネジメント加算について、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して3月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の特記事項欄に指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要な理由、指定通所リハビリテーション、その他の指定居宅サービス併用や移行の見通しを記載すること。</p>	<p>計画開始日の前月にリハビリ会議を実施している。また、担当者会議に合わせて行うために遅れる時は、訪問診察時に主治医より説明し同意を得ている。</p> <p>報告日時点では新規利用者はないが、今後の新規利用者に評価用紙を用いて期日までに評価し記載する。</p> <p>リハビリテーション計画書作成時に記入漏れがないよう記載する。</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
鳥取市	介護予防訪問リハビリテーション	鳥取市佐治町国民健康保険診療所・医科	令和元年9月19日	令和元年10月23日	リハビリテーションマネジメント加算Ⅲについて、医師によりリハビリテーション計画の説明を行い、説明を受けた利用者の同意を得ること。このことについて自主点検を行い、医師による説明が行われていない期間については、過誤調整をすること。	計画開始日の前月にリハビリ会議を実施し主治医よりの説明を継続している。また、担当者会議に合わせて行うために遅れる時は、受診、訪問診察時に医師より説明し同意を得ている。過誤分については返還手続き中。
					理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家族から求められた際は掲示すること。	スタッフ同士の名札着用のチェックを行い、掲示する。
					自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	年度内のアンケート実施と検討会議を行う。アンケート案については検討中。
					重要事項説明書に利用料の2、3割負担について記載すること。	重要事項説明書の修正済み。
					利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項及び苦情処理の措置の概要を事業所の見やすい場所に掲示すること。	窓口にファイリングして閲覧できるように設置した。
					リハビリテーション計画について、同意日が計画開始日より遅れているものがあったので、計画開始以前に同意を得ること。また、やむを得ない理由で同意が遅れる際には、その理由を記載すること。	計画開始日の前月にリハビリ会議を実施している。また、担当者会議に合わせて行うために遅れる時は、訪問診察時に主治医より説明し同意を得ている。
					リハビリテーションマネジメント加算について、リハビリテーション計画書の進捗状況を、初回は2週間以内に、その後は概ね3か月ごとに評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。	報告日時点では新規利用者はないが、今後の新規利用者に評価用紙を用いて期日までに評価し記載する。
鳥取市	介護予防訪問リハビリテーション	鳥取市佐治町国民健康保険診療所・医科	令和元年9月19日	令和元年10月23日	リハビリテーションマネジメント加算について、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して3月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の特記事項欄に指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要な理由、指定通所リハビリテーション、その他の指定居宅サービス併用や移行の見通しを記載すること。	リハビリテーション計画書作成時に記入漏れがないよう記載する。
					リハビリテーションマネジメント加算Ⅲについて、医師によりリハビリテーション計画の説明を行い、説明を受けた利用者の同意を得ること。このことについて自主点検を行い、医師による説明が行われていない期間については、過誤調整をすること。	計画開始日の前月にリハビリ会議を実施し主治医よりの説明を継続している。また、担当者会議に合わせて行うために遅れる時は、受診、訪問診察時に医師より説明し同意を得ている。過誤分については返還手続き中。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
株式会社ハピネライフケア鳥取	小規模多機能型居宅介護	ハピネのやわらぎ興南	令和元年9月26日	令和元年10月8日	<p>夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置する介護従業者が、人員基準上定められた員数に満たない日があるため、人員基準上必要な員数を配置すること。</p> <p>総合マネジメント体制強化加算について、利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、利用者それぞれの状態に応じた地域との連携の機会を設けること。またその記録は、漏れのないよう確実にすること。</p>	<p>人員基準に満たなかった日に職員を適正配置しました（勤務表添付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご家族と適宜面談しモニタリングを実施することでご利用者の現状を把握していく ・運営推進会議にて地域の役員と情報小関している ・ケアプラン変更の必要の有無に応じ、担当者及び専門職を中心としたカンファレンスを適宜開催、充実させていく
	介護予防小規模多機能型居宅介護	ハピネのやわらぎ興南	令和元年9月26日	令和元年10月8日	<p>夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置する介護従業者が、人員基準上定められた員数に満たない日があるため、人員基準上必要な員数を配置すること。</p> <p>総合マネジメント体制強化加算について、利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、利用者それぞれの状態に応じた地域との連携の機会を設けること。またその記録は、漏れのないよう確実にすること。</p>	<p>人員基準に満たなかった日に職員を適正配置しました（勤務表添付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご家族と適宜面談しモニタリングを実施することでご利用者の現状を把握していく ・運営推進会議にて地域の役員と情報小関している ・ケアプラン変更の必要の有無に応じ、担当者及び専門職を中心としたカンファレンスを適宜開催、充実させていく
医療法人 賛幸会	居宅介護支援	鳥取高齢者介護支援センターはまゆう	令和元年9月26日	令和元年11月5日	<p>小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の要件である利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供について、提供先の決定、情報提供の時期及びその内容について記録に残すこと。</p>	<p>該当加算を算定した過去5年間の事例について、該当事案を含め左記ご指摘の通りと同様な事例が散見された。このため、再度算定要件（該当事務通知等）を遠因で読み合わせ確認した。（添付資料①）さらに、今後は該当加算を算定する場合には、今回作成したチェックシートを用いて要件を満たしているか、担当ケアマネの他複数で確認することとした。</p>
					<p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。</p> <p>従業者に対する秘密保持の誓約書が全員分徴されていないため、徴取すること。</p> <p>静養室を増設した際の変更が届出されていなかった。変更届は変更後10日以内に届け出ること。</p>	<p>年に1回（4月に）実施するように努めます。添付資料①</p> <p>直ちに該当職員については、誓約書を交わしました。</p> <p>直ちに令和1年10月28日に変更申請を提出しました。</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
株式会社エルスリー	通所介護	フィットネスデイ湖山	令和元年10月16日	令和元年11月8日	個別機能訓練加算Ⅰについて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備すること。また、その項目の選択に当たっては、項目を利用者に提示する等して利用者の生活意欲が増進されるよう援助すること。	今回の実地指導以降、機能訓練計画書の書式変更および、実施していく。添付書類④
	第1号通所事業 (鳥取市通所介護相当サービス)	フィットネスデイ湖山	令和元年10月16日	令和元年11月8日	個別機能訓練加算Ⅰについて、利用者宅に3か月に1度以上訪問し、利用者又はその家族に個別機能訓練計画の内容及び進展状況を説明した事の記録が残されていないので記録すること。	3ヶ月前に作成した機能訓練評価表を自宅訪問時、持参し、本人又は家族へ現在の身体状況、生活状況の変化及び今後の目標確認を説明する事とする。
					自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	年に1回(4月に)実施するように努めます。添付資料①
					従業者に対する秘密保持の誓約書が全員分徴されていないため、徴取すること。 静養室を増設した際の変更が届出されていなかった。変更届は変更後10日以内に届け出ること。	直ちに該当職員については、誓約書を交わしました。 直ちに令和1年10月28日に変更申請を提出しました。
有限会社SKプラン	通所介護	でいさーびす 和温	令和元年10月23日	令和元年11月13日	会計について、通所介護事業所の会計とその他の事業との会計を区分すること。	顧問税理士に会計区分依頼しました。
	第1号通所事業 (鳥取市通所介護相当サービス)	でいさーびす 和温	令和元年10月23日	令和元年11月13日	会計について、通所介護事業所の会計とその他の事業との会計を区分すること。	顧問税理士に会計区分依頼しました。
有限会社SKプラン	(サテライト)通所介護	デイサービスセンター美咲園	令和元年10月23日	令和元年11月13日	時間延長サービス体制について、事業所のサービス提供時間が8時間以上9時間未満の区分に該当しないにも関わらず加算を算定しているものがあった。加算を算定する場合はサービス提供時間を変更した上で延長対応可能である旨を運営規程等に明記すること。また、要件を満たしていないものについて自主点検し、過誤調整を行うこと。	自主点検し、過誤調整を行った。
					会計について、通所介護事業所の会計とその他の事業との会計を区分すること。	顧問税理士に会計区分依頼しました。
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	介護老人福祉施設	いこいの杜	令和元年11月5日	令和元年11月18日	—	—
社会福祉法人あすなる会	介護老人保健施設	鳥取市介護老人保健施設やすらぎ	令和元年11月7日	令和元年11月19日	入所前後訪問指導加算に係る退所後の生活に係る支援計画の作成当たっては、反復的な入所や併設サービスの利用等を広く含み、施設及び在宅の双方にわたる切れ目ない支援計画を具体的に作成すること。	実地指導指摘以降、支援計画内容に在宅サービスを組み込み施設及び在宅の双方に切れ目がないような計画を作成しています。
	短期入所療養介護	鳥取市介護老人保健施設やすらぎ	令和元年11月7日	令和元年11月19日	—	—

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
	介護予防短期入所療養介護	鳥取市介護老人保健施設やすらぎ	令和元年11月7日	令和元年11月19日	—	—
智頭町	介護老人福祉施設	智頭町立智頭心和苑	令和元年11月12日	令和2年2月28日	身体的拘束適正化検討委員会の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年3月11日付で「指針」に委員会構成メンバーの責務及び役割分担を明記した。 ・2020年3月11日委員会会議で「指針」を委員全員に周知した。 ・2020年3月26日職員会議で「指針」を職員に周知した。
					身体的拘束を行っている事例について、一時性・非代替性に欠けるものが見受けられた。身体的拘束を行う場合の一時性・非代替性についてさらなる検討を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ①・2020年3月11日付で「指針」を再整備し、「一時性・非代替性」についての記述を訂正した。 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年3月11日身体的拘束廃止委員会（以下「委員会」という）会議で「指針」を委員全員に周知し、また、対象となる利用者の「一時性・非代替性」について再検討した。 ・2020年3月26日職員会議で「指針」を職員に周知した。 ②・身体的拘束をせざるを得ないケースが発生した場合の検討項目及び手順を明確にした。 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年3月11日医院化会議で「指針」を委員全員に周知した。 ・2020年3月26日職員会議で「指針」を職員に周知した。
					身体的拘束適正化検討委員会の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年3月11日付で「指針」に委員会構成メンバーの責務及び役割分担を明記した。 ・2020年3月11日委員会会議で「指針」を委員全員に周知した。 ・2020年3月26日職員会議で「指針」を職員に周知した。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
社会福祉法人智頭町社会福祉協議会	短期入所生活介護	智頭町立智頭心和苑	令和元年11月12日	令和2年2月28日	身体的拘束を行っている事例について、一時性・非代替性に欠けるものが見受けられた。身体的拘束を行う場合の一時性・非代替性についてさらなる検討を行うこと。	<p>①・2020年3月11日付で「指針」を再整備し、「一時性・非代替性」についての記述を訂正した。</p> <p>・2020年3月11日身体的拘束廃止委員会（以下「委員会」という）会議で「指針」を委員全員に周知し、また、対象となる利用者の「一時性・非代替性」について再検討した。</p> <p>・2020年3月26日職員会議で「指針」を職員に周知した。</p> <p>②・身体的拘束をせざるを得ないケースが発生した場合の検討項目及び手順を明確にした。</p> <p>・2020年3月11日医院化会議で「指針」を委員全員に周知した。</p> <p>・2020年3月26日職員会議で「指針」を職員に周知した。</p>
	介護予防短期入所生活介護	智頭町立智頭心和苑	令和元年11月12日	令和2年2月28日	身体的拘束適正化検討委員会の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。	<p>・2020年3月11日付で「指針」に委員会構成メンバーの責務及び役割分担を明記した。</p> <p>・2020年3月11日委員会会議で「指針」を委員全員に周知した。</p> <p>・2020年3月26日職員会議で「指針」を職員に周知した。</p> <p>①・2020年3月11日付で「指針」を再整備し、「一時性・非代替性」についての記述を訂正した。</p> <p>・2020年3月11日身体的拘束廃止委員会（以下「委員会」という）会議で「指針」を委員全員に周知し、また、対象となる利用者の「一時性・非代替性」について再検討した。</p> <p>・2020年3月26日職員会議で「指針」を職員に周知した。</p> <p>②・身体的拘束をせざるを得ないケースが発生した場合の検討項目及び手順を明確にした。</p> <p>・2020年3月11日医院化会議で「指針」を委員全員に周知した。</p> <p>・2020年3月26日職員会議で「指針」を職員に周知した。</p>
					第三者評価の実施状況を重要事項説明書に記すこと。	重要事項説明書に第三者評価の実施状況を記載した
					利用時間区分、送迎未実施減算、入浴介助加算について算定誤りが見受けられるため、過誤調整を行うこと。	誤りがあったものについて未請求であったため（10月分）正しい金額で請求した

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
株式会社Welmate	共生型通所介護	共生型デイサービスNiCORI	令和元年11月14日	令和2年2月10日	通所介護計画の期間が終了する際には、計画の達成状況についてモニタリングを行い記録すること。	通所介護計画終了時には達成状況についてモニタリングを行い記録する
					管理者の変更届を速やかに提出すること。	変更届を提出する
					事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると、認められる重要事項を掲示すること。	事業所の見やすい場所に、運営規程、従業員の勤務体制、重要事項説明書を添付したファイルを設置した
社会福祉法人鳥取福祉会	居宅介護支援	鳥取市桜ヶ丘居宅介護支援センター	令和元年11月14日	令和元年11月20日	重要事項説明書に事故発生時の対応について記載すること。	実地指導にて指摘を受け、当日に重要事項説明書及び運営規程に記載し、利用者及び家族への説明、同意を得ている
有限会社徳吉薬局	居宅介護支援	居宅介護支援事業所とくよし	令和元年11月19日	令和2年3月11日	—	—
株式会社ソルヘム	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設 陽だまりの家いわくら	令和元年11月21日	令和元年12月10日	重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施の有無について記載すること。	指摘後、速やかに記載した。
株式会社わかば	小規模多機能型居宅介護	多機能サポートセンターわかばの家河原	令和元年11月26日	令和元年12月9日	重要事項説明書において、提供するサービスの第三者評価の実施の有無について記載すること。	第三者に評価を受けていることを重要事項説明書に明記した。
					看護職員配置加算について、常勤の准看護師の配置がなかった。要件を満たさない期間について、点検を行い過誤調整を行うこと。また、その結果について報告すること。	看護職員配置加算の要件を満たしていない期間についてさかのぼり、過誤調整を行った。
					サービス提供体制強化加算について、従業員ごとの研修計画に個別具体的な研修目標も記載すること。	重要事項説明書に記載してある従業員の人数と実人数を把握し、令和元年11月より変更した。
	介護予防小規模多機能型居宅介護	多機能サポートセンターわかばの家河原	令和元年11月26日	令和元年12月9日	重要事項説明書において、提供するサービスの第三者評価の実施の有無について記載すること。 サービス提供体制強化加算について、従業員ごとの研修計画に個別具体的な研修目標も記載すること。	第三者に評価を受けていることを重要事項説明書に明記した。 重要事項説明書に記載してある従業員の人数と実人数を把握し、令和元年11月より変更した。
鳥取市	介護予防支援	鳥取中央地域包括支援センター	令和元年11月26日	令和元年12月10日	—	—
					運営規程について、所在しない職名を削除するとともに変更届を提出すること。 サービス提供体制強化加算における看護師等ごとの研修計画に、研修期間・実施時期等も定めること。	運営規程の職員の職種 第4条 (2) の項目保健師を削除し、変更届を12月20日に提出した。(①) 再発防止策と同様に、研修管理する職員を決め一元管理を行う。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
公益社団法人鳥取県看護協会	訪問看護	鳥取県看護協会訪問看護ステーション	令和元年11月28日 令和元年12月20日	令和元年12月26日	<p>サービス提供体制強化加算における、利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議については、その概要を記録しなければならないが、「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」として記載しなければならない以下の項目が記載された記録が当日確認できなかった。このことについて自主点検し、記録が確認できなければ過誤調整を行うこと。またその結果について報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>法令遵守責任者の変更届を速やかに提出すること。</p>	<p>利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達については、記録用紙をもれなく項目を入れたものに改善し、記録を残す。自己点検した結果、看護師等の技術指導を目的とした会議も定期的に行っていた記録はあるため、過誤調整は行わない。</p>
	介護予防訪問看護	鳥取県看護協会訪問看護ステーション	令和元年11月28日 令和元年12月20日	令和元年12月26日	<p>運営規程について、所在しない職名を削除するとともに変更届を提出すること。</p> <p>サービス提供体制強化加算における看護師等ごとの研修計画に、研修期間・実施時期等も定めること。</p>	<p>運営規程の職員の職種 第4条(2)の項目保健師を削除し、変更届を12月20日に提出した。</p> <p>再発防止策と同様に、研修管理する職員を決め一元管理を行う。</p>
公益社団法人鳥取県看護協会	介護予防訪問看護	鳥取県看護協会訪問看護ステーション	令和元年11月28日 令和元年12月20日	令和元年12月26日	<p>サービス提供体制強化加算における、利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議については、その概要を記録しなければならないが、「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」として記載しなければならない以下の項目が記載された記録が当日確認できなかった。このことについて自主点検し、記録が確認できなければ過誤調整を行うこと。またその結果について報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 	<p>利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達については、記録用紙をもれなく項目を入れたものに改善し、記録を残す。自己点検した結果、看護師等の技術指導を目的とした会議も定期的に行っていた記録はあるため、過誤調整は行わない。</p>

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
					法令遵守責任者の変更届を速やかに提出すること。	運営規程の職員の職種 第4条(2)の項目保健師を削除し、変更届を12月20日に提出した。
合同会社Lazy Egg Care Planning	居宅介護支援	商栄町居宅介護支援事業所	令和元年11月28日	令和元年12月9日	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めること。	同意書に当該項目を含めた。
					資質の向上のため、研修参加を行うこと。	適当なものがあれば参加していく。
					居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力、すでに提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、記録を行うこと。	得た知識に基づいて適切な方法により課題を把握し、評価し、記録するように努めている。
					居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスについて、一部個別サービス計画を受領していないものがあつたので、受領した上で、居宅サービス計画との整合性を確認すること。	提出されていなかったものについて、提出を求め、確認した。
社会医療法人明和会医療福祉センター	介護医療院	渡辺病院介護医療院センターナリアンハウス	令和元年12月3日	令和元年12月26日	病院と介護医療院を兼務する職員について勤務時間を分けた勤務表を作成すること。	病院と介護医療院を兼務する職員の勤務時間を勤務実態に応じて案分し、人員基準を満たしていることを確認して勤務表を作成。
社会医療法人明和会医療福祉センター	介護医療院	渡辺病院介護医療院センターナリアンハウス	令和元年12月3日	令和元年12月26日	食堂及びレクリエーション・ルームの面積について、入所定員一人あたり1㎡及びレクリエーションを行うための十分な広さを確保すること。	今後、改修をする際に併せて、更に十分な広さを確保できるようにいたします。
					誤薬の事故報告について、市に報告がないものがあつたため、報告を行うこと。	誤薬のないように努めるとともに、内服薬・外用薬・注射薬について誤薬があつた場合は報告いたします。
					身体拘束適正化のための研修を定期的実施すること。	身体拘束適正化の研修について研修計画を立案し、年2回の研修を実施いたします。
					夜勤勤務等看護(Ⅳ)について、夜勤職員の配置は介護医療院と病院の兼務で配置されていたため、加算算定の要件を満たしているか確認が出来なかった。については、夜勤職員について、勤務表で介護医療院と病院で区分するとともに、加算の配置を満たしていない場合は、過誤調整を行うこと。	夜勤勤務等看護(Ⅳ)の加算算定の要件を満たしています。
	訪問看護	ころね訪問看護ステーション	令和元年12月5日	令和元年12月25日	重要事項説明書に事業の目的も記載すること。 利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って鳥取市へ報告を行うこと。	重要事項説明書の内容を改定し使用中(資料①) 部署内の会議において、事故の中でも特に市へ報告すべき内容と書式、報告方法についてスタッフ間で話し合い、情報共有を行った。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
株式会社サードライフモア	訪問看護	ン幸町	令和元年12月5日	令和元年12月25日	計画の作成に当たっては、訪問看護でのアセスメント情報を加味し、利用者一人一人の状況等に合わせた療養上の目標を記載した計画を作成すること。	わかりやすい訪問看護計画書の書き方に関する資料を基に研修会を開催する（3月の部署内会議）
	介護予防訪問看護	ころね訪問看護ステーション幸町	令和元年12月5日	令和元年12月25日	重要事項説明書に事業の目的も記載すること。 利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って鳥取市へ報告を行うこと。 計画の作成に当たっては、訪問看護でのアセスメント情報を加味し、利用者一人一人の状況等に合わせた療養上の目標を記載した計画を作成すること。	重要事項説明書の内容を改定し使用中（資料①） 部署内の会議において、事故の中でも特に市へ報告すべき内容と書式、報告方法についてスタッフ間で話し合い、情報共有を行った。 わかりやすい訪問看護計画書の書き方に関する資料を基に研修会を開催する（3月の部署内会議）
にこにこケア株式会社	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ににこにこケア	令和元年12月10日	令和2年1月15日	重要事項説明書に取得している加算及び事故発生時の対応を記載すること。	・重要事項説明書に取得している加算を指摘ご記載した。 ・事故発生時の対応の仕方も記載した。
にこにこケア株式会社	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ににこにこケア	令和元年12月10日	令和2年1月15日	居宅サービス計画の作成に当たって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分な説明を行うこと。また、説明を行うに当たっては、文書の交付に加え口頭での説明を行うとともに、それを整理したことについて、利用者から署名を得ること。ついては、実施されていないものについて点検を行い、過誤調整を行うこと。	点検を行い八頭町に過誤調整を行った。（2月6日付）
					自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ること。	1年に1回（9月）に自己評価を行い問題点や向上意識を持ち、常に改善を図る。
					通所リハビリテーションを居宅サービス計画に位置付けるに当たって主治医への必要性の確認が不十分なため、速やかに確認すること。	普段から顔が見える関係づくりを行う。
地域密着型通所介護	デイサービスまんまるこ	令和元年12月10日	令和元年12月24日	相談室の場所を変更した際の届出がなされていないこと。変更届は変更後10日以内に届け出ること。	届け出をした。	
				運営規程及び重要事項説明書に利用料の3割負担について記載すること。	運営規程及び重要事項説明書、共に訂正をした。	
				重要事項説明書に従業員の職務内容及び第三者評価の実施状況について記載すること。	重要事項説明書に従業員の職務内容第三者評価の実施状況について記載した。	
				風水害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知すること。	新規にマニュアルを作成しなおした。	

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
特定非営利活動法人まんまるこ					地域密着型通所介護計画（以下「計画」という。）の作成に当たっては、個別具体的な課題及び目標を設定し、利用者一人一人の状況等に合わせた計画を作成すること。また、計画の長期及び短期目標について、短期目標が、長期目標を達成するための経過点的なものとなっていないものや事業所が提供する介護の内容が記載されているもの見受けられたため、改善すること。	新規利用者の計画書を指導の下作成した。
	第1号通所事業 （鳥取市通所介護相当サービス）	デイサービスまんまるこ	令和元年12月10日	令和元年12月24日	相談室の場所を変更した際の届出がなされていなかった。変更届は変更後10日以内に届け出ること。 運営規程及び重要事項説明書に利用料の3割負担について記載すること。	届け出をした。 運営規程及び重要事項説明書、共に訂正をした。
特定非営利活動法人まんまるこ	第1号通所事業 （鳥取市通所介護相当サービス）	デイサービスまんまるこ	令和元年12月10日	令和元年12月24日	重要事項説明書に従業者の職務の内容及び第三者評価の実施状況について記載すること。	重要事項説明書に従業者の職務内容第三者評価の実施状況について記載した。
					風水害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知すること。	新規にマニュアルを作成しなおした。
					地域密着型通所介護計画（以下「計画」という。）の作成に当たっては、個別具体的な課題及び目標を設定し、利用者一人一人の状況等に合わせた計画を作成すること。また、計画の長期及び短期目標について、短期目標が、長期目標を達成するための経過点的なものとなっていないものや事業所が提供する介護の内容が記載されているもの見受けられたため、改善すること。	新規利用者の計画書を指導の下作成した。
医療法人社団内科小児科山脇医院	介護老人保健施設	老人保健施設ふたば	令和元年12月12日	令和元年12月24日	所定疾患施設療養費Iについて、算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表すること。	算定開始年度からの入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況の書類を作成し、掲示した。（別紙参照）また、今後、順次、年度ごとに実施状況を公表することとする。
	短期入所療養介護	老人保健施設ふたば	令和元年12月12日	令和元年12月24日	短期入所療養介護の運営規程が作成されていないため、作成すること。	別紙のとおり、老人保健施設ふたば（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）運営規程を作成した。
	介護予防短期入所療養介護	老人保健施設ふたば	令和元年12月12日	令和元年12月24日	—	—
	介護医療院	介護医療院 レインボーしかの	令和元年12月17日	令和2年1月17日	食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的に開催すること。	今年度は、感染対策委員会で食中毒についての学習を行った。
日常生活費について、最低限必要と考えられるもののうち、タオルについてレンタル料が徴収されていたため、改めること。					現在、2020年4月からの契約内容変更を目指し、業者と対応中である。	

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
鳥取医療生活協同組合					退所前連携加算について、連携を行った日についても記録を残すこと。	退所する際には、看護師長とケアマネジャーがダブルチェックを行い、記入漏れがないように努めている。実地指導以降対象者なし
	短期入所療養介護	介護医療院 レインボーしかの	令和元年12月17日	令和2年1月17日	—	—
	介護予防短期入所療養介護	介護医療院 レインボーしかの	令和元年12月17日	令和2年1月17日	—	—
久大建材株式会社	通所介護	デイサービスセンターきゅうだい すずの里	令和元年12月19日	令和2年2月26日	従業者の資質向上のために、研修の機会を確保すること。	研修の機会を持てるよう計画を立てる。 →研修を取りまとめ中。4月には計画を作成することのこと。
久大建材株式会社	通所介護	デイサービスセンターきゅうだい すずの里			定期的に避難訓練を行うこと。	業者と打ち合わせを行い、今年度3月に実施計画作成・実施予定だったが、新型コロナウイルスによる社会状況も鑑み、来年度4月・10月に実施計画作成・実施帝の延期に至る。
					苦情に関する記録を残すこと。	苦情に関する記録を事業所別に作成した。
					誤薬についても事故報告書を提出すること。	事故日当日に記録を作成し、報告を行う。
					個別機能訓練加算Ⅱの目標について、当該利用者の意欲の向上につながるよう段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつわかりやすい目標とすること。	可能な限り具体的かつわかりやすい目標を設定した。
					個別機能訓練加算Ⅱについて、3か月ごとに1回以上利用者の居宅へ訪問し、生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明し、記録するとともに、訓練内容等の見直しを行うこと。ついては、自己点検を行い、要件を満たしていないものについて過誤調整をし、結果について報告すること。	個別機能訓練加算Ⅱを行っている全利用者の居宅訪問・記録等を行った。今後も3ヶ月ごとに1回以上の居宅訪問・記録等を行っていく。過誤調整に関しては市町担当者とは相談した結果、それぞれの期日までに申立書を提出し、同月過誤を行う予定。
					通所介護事業所と有料老人ホームを渡り廊下等で接続する場合は、同一建物減算を行うこと。	さかのぼっての同一建物減算による過誤調整は行わなくてもよい。今後、対象物の屋根・壁の撤去を行い、鳥取市に指導・確認等を得る。
					従業者の資質向上のために、研修の機会を確保すること。	研修の機会を持てるよう計画を立てる。 →研修を取りまとめ中。4月には計画を作成することのこと。
第1号通所事業 (鳥取市通所介護相当サービス)	デイサービスセンターきゅうだい すずの里	令和元年12月19日	令和2年2月26日	定期的に避難訓練を行うこと。	業者と打ち合わせを行い、今年度3月に実施計画作成・実施予定だったが、新型コロナウイルスによる社会状況も鑑み、来年度4月・10月に実施計画作成・実施帝の延期に至る。	
				苦情に関する記録を残すこと。	苦情に関する記録を事業所別に作成した。	
				誤薬についても事故報告書を提出すること。	事故日当日に記録を作成し、報告を行う。	

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
					個別機能訓練加算Ⅱの目標について、当該利用者の意欲の向上につながるよう段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつわかりやすい目標とすること。	可能な限り具体的かつわかりやすい目標を設定した。
久大建材株式会社	第1号通所事業 (鳥取市通所介護相当サービス)	デイサービスセンターきゅうだい すずの里	令和元年12月19日	令和2年2月26日	個別機能訓練加算Ⅱについて、3か月ごとに1回以上利用者の居宅へ訪問し、生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明し、記録するとともに、訓練内容等の見直しを行うこと。ついては、自己点検を行い、要件を満たしていないものについて過誤調整をし、結果について報告すること。	個別機能訓練加算Ⅱを行っている全利用者の居宅訪問・記録等を行った。今後も3ヶ月ごとに1回以上の居宅訪問・記録等を行っていく。過誤調整に関しては市町担当者とは相談した結果、それぞれの期日までに申立書を提出し、同月過誤を行う予定。
					通所介護事業所と有料老人ホームを渡り廊下等で接続する場合は、同一建物減算を行うこと。	さかのぼっての同一建物減算による過誤調整は行わなくてもよい。今後、対象物の屋根・壁の撤去を行い、鳥取市に指導・確認等を得る。
株式会社さくら	訪問介護	ヘルパーステーションさくら	令和元年12月24日	令和元年12月27日	運営規程に利用料の3割負担について記載すること。 サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	運営規程の変更済み。(添付①) 個人情報取り扱い、同意書の修正を行い家族の個人情報を関係者で共有できるようにした。(添付②)
	第1号訪問事業 (鳥取市訪問介護相当サービス)	ヘルパーステーションさくら	令和元年12月24日	令和元年12月27日	運営規程に利用料の3割負担について記載すること。 サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	運営規程の変更済み。(添付①) 個人情報取り扱い、同意書の修正を行い家族の個人情報を関係者で共有できるようにした。(添付②)
有限会社しんせい	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所ふくべ友和苑	令和2年1月21日	令和2年1月29日	小規模多機能型居宅介護計画について、計画されていない訪問サービスが頻繁に実施されているなど、実態と乖離しているものが見受けられたため、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行うこと。 法令順守責任者について、変更届を提出すること。	居宅サービス計画作成。 通い日と訪問日を記入し、家族様より了解を得る。 変更届を提出し、改善済み。
	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所ふくべ友和苑	令和2年1月21日	令和2年1月29日	小規模多機能型居宅介護計画について、計画されていない訪問サービスが頻繁に実施されているなど、実態と乖離しているものが見受けられたため、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行うこと。 法令順守責任者について、変更届を提出すること。	居宅サービス計画作成。 通い日と訪問日を記入し、家族様より了解を得る。 変更届を提出し、改善済み。

法人名	サービス名	事業所名	実施日	結果通知日	文書指摘	改善状況報告
株式会社トータルゲート	福祉用具貸与	福祉用具トータルゲート	令和2年1月23日	令和2年2月7日	通所介護送迎時のみの使用のために福祉用具の貸与を行っているものがあつた。本来、当該福祉用具は通所介護事業所が準備すべきものであり、通所介護送迎時のみに使用していることが事実であれば早急に改めるとともに、同様の事例がないか自主点検し、必要に応じて過誤調整すること。また、その結果について報告すること。	今回、指摘いただいた件については、貸与が中止となり、既に請求を行っていた月分については過誤申請の処理を行っている。また、自主点検を行い、同様の事例がなかったことを確認した。
	特定福祉用具販売	福祉用具トータルゲート	令和2年1月23日	令和2年2月7日	—	—
	介護予防福祉用具貸与	福祉用具トータルゲート	令和2年1月23日	令和2年2月7日	—	—
	特定介護予防福祉用具販売	福祉用具トータルゲート	令和2年1月23日	令和2年2月7日	—	—
特定非営利活動法人のんびり小町	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所なでしこ	令和元年12月4日	令和2年1月6日	従業者に対する秘密保持の誓約書が全員分徴されていないため、徴取すること。	現在休職中の職員がおり、現在要請中。全員分徴取の予定。
					誤薬が生じた場合においても事故報告を行うこと。	事故発生時は、直ちに事故報告書を記入し報告する。
	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所なでしこ	令和元年12月4日	令和2年1月6日	従業者に対する秘密保持の誓約書が全員分徴されていないため、徴取すること。	現在休職中の職員がおり、現在要請中。全員分徴取の予定。
					誤薬が生じた場合においても事故報告を行うこと。	事故発生時は、直ちに事故報告書を記入し報告する。
					介護予防小規模多機能型居宅介護計画が作成されていないため、適切なアセスメントを踏まえて速やかに作成すること。また、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る総合マネジメント加算について、過誤調整を行うこと。	介護予防小規模多機能型居宅介護計画書を対象の利用者には作成し、それに基づいて職員会議で内容の見直しを行うようにしている。令和2年3月に過誤調整を行う予定。